立神広場整備活用基本計画

平成31年3月 佐世保市教育委員会

目次

1. 計画策定の経緯と目的	1
(1)計画策定の経緯と目的	. 1
(2)計画策定の区域	. 2
(3)計画策定の方向性(立神広場の将来像)	. 5
(4)計画策定の流れ	. 6
(5)上位・関連計画	. 7
2. 立神広場を取り巻く環境	13
(1)自然的環境	13
1)位置及び地勢	
2)地形・地質	
3)気候及び植生	
(2)社会的環境	15
1)人口	
2)交通	
3)観光	
(3)歴史的環境	18
1)佐世保市の歴史概要	
2)日本遺産「鎮守府」の概要	
3. 立神広場の概要と価値	24
(1)立神広場のこれまでの経緯	24
1)立神広場の歴史的背景	
2) 立神広場の文化財の概要	
3) 立神広場の発掘調査の概要	
4)立神音楽室と市民の関わり	
(2)立神広場の立地的価値	
(3)立神広場の歴史的価値	
(4)立神広場の観光的価値	32
1)日本遺産の観光的価値	
2)日本遺産「鎮守府」の観光的価値	
4. 整備活用のための課題と対策	39
(1)立神広場の立地的価値からみた課題と対策	
(2)立神広場の歴史的価値からみた課題と対策	40
(3)立神広場の観光的価値からみた課題と対策	40

(4)法的規制の整理	. 41
1)旧軍港市転換法	
2)都市計画法	
3)都市公園法	
4)建築基準法	
5)文化財保護法	
6)景観法	
5. 基本理念と基本方針	53
(1)基本理念	. 53
(2)基本方針	. 55
6. 整備基本計画	56
(1)整備計画	
1)ゾーニング計画及び動線計画	
2)ゾーン別整備計画	
3)サイン計画	
(2)活用計画	. 72
1)観光拠点としての活用計画	
2)公開活用計画	
(3)管理運営計画	. 80
1)管理計画	
2)運営計画	
3)民間活力の導入手法の検討	
7. 事業計画	84
(1)整備スケジュール	
(2)概算事業費	
(3) 今後の検討事項	. 86
8. 完成予想図	
(1)完成イメージ図	
(2)平面図	. 88

関係資料

1.計画策定の経緯と目的

(1)計画策定の経緯と目的

立神広場は、1889 (明治22) 年に開庁した佐世保鎮守府の関連施設で、明治期から昭和期の建物遺構が残る埋蔵文化財包蔵地である。敷地内には、市内における最古級の煉瓦倉庫(現:立神音楽室)が現存する。これらは現在、国有財産(財務省)であり、佐世保市では昭和62年に国から管理委託を受け、これまで市民団体の音楽練習場として利用しているが、本市による利用は暫定的なものとなっており、国に対して今後の利用についての考えを示す必要がある。

また、本市にある日本遺産「鎮守府」の構成文化財(近代化遺産)は市内各所に点在する上、日本遺産「鎮守府」全体を説明・案内するガイダンス機能も十分でない状況がある。

このようなことから、立神広場について、その価値を顕在化し、軍転法に基づく 国から本市への譲渡を目指すとともに、文化財の価値を活かした歴史公園及び日本 遺産「鎮守府」拠点施設の整備を図るため、適切な保存と整備活用などに関する基本 的な考え方などについて計画するものである。

昭和51年(1976): 米軍から日本へ土地等の返還

昭和62年(1987): 国から佐世保市へ管理委託開始。

所有•管理経緯 広場整備。音楽室供用(S63)

平成25年(2013):管理委託範囲を広場全体から建物周辺に縮小

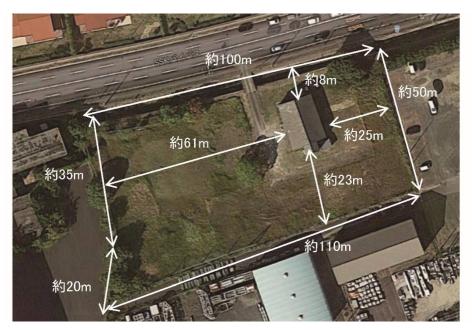
平成28年(2016): 立神広場整備活用基本構想策定

(2) 計画策定の区域

本計画の計画策定区域は以下の通りである。

表立神広場及び立神音楽室の諸元

所在地•所有者	佐世保市立神町23番35(国有地)	
面積	土地5,064.83㎡ 建物182.18㎡	
現況土地・建物利用	倉庫及び駐車スペースとして利用	
建物の構造	煉瓦造瓦葺き平屋建て	
用途地域	工業専用地域	
容積率/建ペい率 200%/60%		
高さ制限	高さ制限なし	



立神広場の平面配置



立神音楽室 外観



立神音楽室 内観

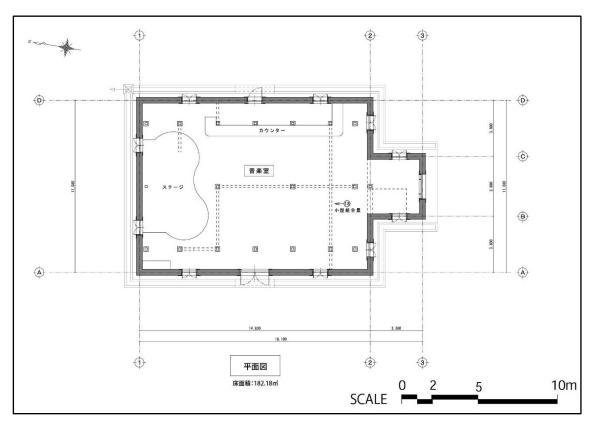


図 立神音楽室 平面図

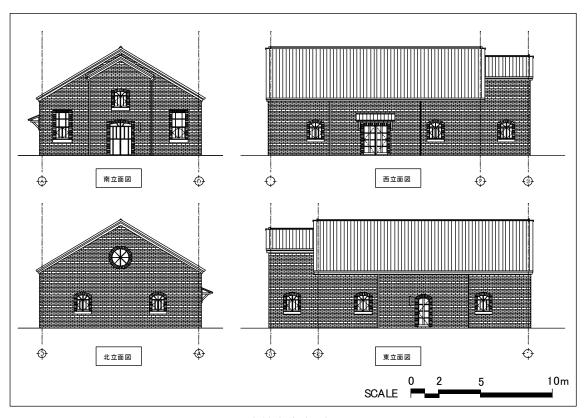


図 立神音楽室 立面図

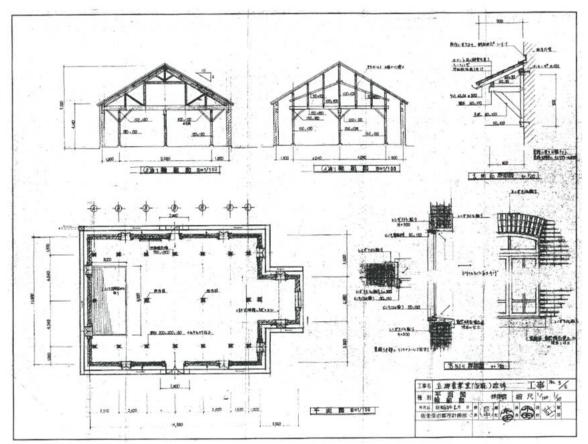


図 立神音楽室 軸組図

(3) 計画策定の方向性(立神広場の将来像)

今回の計画対象地である立神広場に位置する立神音楽室は、旧日本海軍の九州方面の防衛拠点として 1889 年に開庁した佐世保鎮守府の関連施設であり、現在は市内音楽団体の練習場として使用されている。伝統的な工法を用いた市内における最古級の煉瓦倉庫としての価値を有するとともに、残存する他の煉瓦倉庫を含めた中で、数少ない常時見学可能な建築物であることも、価値の理解、体感といった観点から非常に卓越した文化財であるといえる。

また、佐世保鎮守府設置当初からの遺構が編年的に確認されている埋蔵文化財包蔵地であり、周辺に集積する 250 トンクレーン等の貴重な近代化遺産を一望できる視点場としての位置づけも、価値を理解する上では重要な役割を果たしている。

しかし、日本遺産「鎮守府」のすべての構成文化財に目を向けた時に、500件を超える近代化遺産が市内各所に分散して所在していること、また日本遺産の全体像を解説するガイダンス機能が未整備であるといった状況にあることが、活用を進めていく上での大きな課題として挙げられる。そのため、佐世保鎮守府から連なる近代化の系譜を郷土の歴史として市民が学ぶことで、複雑に変化してきた地域文脈に連なる将来ストーリーを、市民とともに描いていくことが、今後の佐世保市のまちづくりにおいては重要な意味を持っているといえる。

一方で、観光振興という観点から、計画対象地のポテンシャルを見極め、歴史・文化 価値との融合を図りながら、整備活用を図っていく視点も重要である。

佐世保市への観光客数は、九十九島 P R 事業を始めとした本市の観光資源に関する情報発信や、団体での観光客誘致等の取組みにより順調に増加しており、平成29年には年間観光客数が5,886,301人となった。しかし、観光客数の半数以上が集中するハウステンボスへの比重の高さや、日本固有の歴史文化に対してアンテナを張っている外国人を含めた観光客層の新たな取り込みなどの現状を踏まえ、市全体の観光産業のボトムアップを図るためには、立神広場の有する歴史・文化的価値をフックとした、新たな回遊型観光のコンテンツを提供していく必要があると考える。

こうしたことから、立神広場の持つポテンシャルを活かし、観光振興、さらには市民が主体となったまちづくりへと展開する新たな拠点形成を図っていくことを目指し、本計画においては、立神広場に求められる機能、音楽室の活用の方向性に加え、市域全体と連携する新しい観光の発信拠点としての位置づけを明確にし、基本計画として取りまとめるものとする。

さらに、事業の実効性担保や高付加価値化の観点から、民間活力導入の可能性検証と 事業手法、整備後の管理運営方法について検討を合わせて行うものとする。

本計画のフロー

(4) 計画策定の流れ

本計画のフローは以下の通りである。

計画策定の経緯と目的

- ・計画策定の経緯と目的、方向性
- · 上位 · 関連計画
- 1. 計画策定の経緯と目的(P1~12)

計画地を取り巻く環境

- 佐世保市の現況
- 歴史的環境

2. 立神広場を取り巻く環境(P13~23)

計画地の現状把握

- ・計画地の現状
- ・ 立神広場の価値

3. 立神広場の概要と価値(P24~38)

課題への展開

課題への展開

課題設定

- ・立神広場の立地的価値からみた課題と対策
- ・立神広場の歴史的価値からみた課題と対策
- ・立神広場の観光的価値からみた課題と対策
- ・ 法的規制の整理

4. 整備活用のための課題と対策(P39~52)

理念・方針への展開

計画の方針設定

・基本理念と基本方針

5. 基本理念と基本方針 (P53~55)

機能・手法の具体化

整備活用プランの具体化

導入機能への展開

- ・機能毎の整備活用イメージの設定
- ・基本プランの検討 ・管理運営手法の構築
- ・事業費算出
- ・事業スケジュール ・今後の課題
- 6. 整備基本計画 (P56~83)
- 7. 事業計画 (P84~86)
- 8. 完成予想図 (P87~88)

図 計画フロー

現況把握・課題抽出

課題に対応した方針の設定

事業手法の検討整備プランの具体化

(5) 上位・関連計画

立神広場の整備活用にあたっては、以下の各計画(関係部分を抜粋)の内容に整合するように調整を行いつつ、基本的な整備活用計画を示すものとする。

名称

第6次佐世保市総合計画 後期基本計画(平成24年9月策定)

関連する内容

基本理念 ひと(市民)が中心のまちづくり

将来像 ひと・まち育む"キラっ都"佐世保〜自然とともに市民の元気で輝くまち〜 行政像 市民とともに歩み、変革し続ける行政

まちづくりの目標

4. あふれる魅力を創出し体感できるまち

まちづくりの取組み

施策2-2-3 歴史文化の保存・活用・継承

(施策の方向性)

〇文化財の調査・保護・活用

市民文化の中に、郷土の歴史、文化財を明確に位置づけるため、重要な地域資源である洞穴遺跡、近代化遺産、史跡名勝天然記念物等の総合的な調査及び継続的な整備を行い、生涯学習やエコツーリズムの推進等と連携しながら、活用を図ります。特に、旧針尾送信所等の近代化遺産、福井洞窟等の洞穴遺跡、世界遺産候補となっている黒島天主堂と黒島の文化的景観については、積極的な取組みを進めます。

○文化財の情報発信

市民に対して文化財への関心を喚起し、保護意識のかん養を図るとともに、地域の歴史、文化財についての知識の習得を促進するため、企画展やホームページでの情報発信の取組みを進めるとともに、パンフレットの発行やシンポジウムの開催等を通じて、広く市民に対し、文化財に関する情報提供を行い、保護意識の高揚を図ります。また、郷土史体験講座や歴史教育副読本の刊行等を通じ、文化財に触れるきっかけづくりや学習機会の提供を行います。さらに、佐世保市の歴史、文化財等について網羅的に展示を行なえる博物館の構想について研究・検討を行います。

〇伝統文化の保護と育成

三川内焼などの伝統工芸技術保持者や浮立などの郷土芸能保持者(団体)の顕彰、後継者育成への支援等を通じ、地域に根ざした伝統文化の保護・育成を図ります。

(主要事業)

- ・文化財の調査・保護・活用事業 ・針尾送信所保存整備事業
- 世界遺産登録推進事業
- 福井洞窟整備 発掘事業

-	⋝	2
1	_	_
7	ŀί	١

佐世保市都市計画マスタープラン(平成23年3月策定)

| 連する内容

都市・地域づくりの将来像と基本方針

- 〇都市・地域づくりの将来像
- 市民の輝きを支え続ける舞台づくり
- ~地域の元気によって輝く都市~
- ○都市づくりの基本方針

拠点都市としての活力と快適な生活を維持・向上する都市づくり

- ①九州北西部の拠点として、活力のある産業・観光により、にぎわいのある 都市をつくる
- ②子どもから高齢者まで誰もが安全で快適に暮らせる都市をつくる
- ③既存の都市基盤を有効活用し、環境にやさしい持続可能な都市をつくる
- ④特色ある自然や景観を守り活かした、佐世保らしい都市をつくる
- ○地域づくりの基本方針

市民とともに、地域の個性を伸ばし、住み続けることができる地域づくり

- ①身近な地域コミュニティの中で支え合い、住み続けることができる地域を つくる
- ②地域資源を守り活かし、住民との協働により愛着のある地域をつくる

エリア別の連携・調和の方針

- 〇佐世保中央エリアにおける連携・調和の方針
 - ・活力やにぎわいの創出に向けた連携・調和の方針
 - ⑤本市の玄関口である中心市街地と西海パールシーリゾートや動植物園などのエリア内の観光資源やハウステンボスをはじめとした他のエリアの観光 資源などとの連携を強化し、都市全体への活力やにぎわいの波及を図ります。

○佐世保中央地域のまちづくりの方針

- ・都市の中心であり、玄関口にふさわしいにぎわいと魅力のあるまちづくり
- ・都市のけん引役として産業活動の増進による活力のあるまちづくり
- ・豊かな自然環境と共生し、安全で快適なまちづくり
- 〈工業地及びその周辺〉

既存の工業地における産業活動の増進に資する土地利用の誘導

- ○想定される取組み
 - ・企業活動の効率化や高度化に資する適正な土地利用の誘導
 - 緩衝緑地や敷地内緑化の促進

名称

佐世保市緑の基本計画(平成14年6月策定)

関連する内容

計画のテーマ

豊かな自然と暮らしを育む西海の都市(まち)SASEBOをめざして

計画の基本方針

- ・豊かな自然環境と共生する緑のまちづくり
- ・自然・歴史文化の景観を活かした緑のまちづくり
- うるおいのある生活空間の広がる緑のまちづくり
- ・市民の健康福祉と活発な交流を育む緑のまちづくり
- 安全・安心な緑のまちづくり
- 市民参加による緑のまちづくり

施策の基本的考え方

- ①緑の保全・創出に係る新制度を積極的に活用します。
- ②緑の条例をつくり、きめ細かな施策を推進します。
- ③市民参加型の緑化施策を積極的に推進します。
- ④緑化施策の推進に向けた、財政基盤の強化を図ります。
- ⑤関連分野の施策・事業との連携を強めます。
- ⑥市民参加で取り組む施策となどを当面の重点施策として設定し、推進します。

施策の柱

- ・自然景観やふるさと景観の基盤となる海・山の緑をまもる
- ・農村集落地の緑と環境を守る
- 都市の魅力と生活の快適性を高まるまちの緑をつくる
- 〈重点施策〉中心市街地における公園・広場等の整備
 - ・市民の健康福祉や活動・交流を育む緑をつくる
 - ・都市の安全性を高める緑をつくる
 - ・市民・企業・行政によるみどりのまちづくりの仕組みを整える

名称

佐世保市教育振興基本計画(平成25年3月策定)

| 連する内容

佐世保市教育方針

新しい時代を生き抜くためのたくましさと豊かな心をはぐくむとともに、郷 土佐世保を愛し、国家及び国際社会に貢献する市民を育成する。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となり学びの社会の実現をめざし、 人としての尊厳及び責務を重んじた教育の推進に努める。

努力目標

1 伝統・文化の継承及び発展と国際理解の推進

佐世保市が取り組む主要施策

<あふれる魅力を創出し体感できるまち>

文化芸術に親しめる環境づくり

- ○歴史文化の保存・活用・継承
- 2. 今後の方向性

市民文化の中に郷土の歴史を位置づけるため、重要な地域資源である洞窟遺跡、近代化遺産等の総合的な調査及び継続的な整備を行うとともに、史跡、名勝、天然記念物の保護・活用を図ります。特に注目度の高い福井洞窟や針尾送信所の保存整備につきましては、効果的・計画的に推進します。なお、地域で伝承される浮立などの無形文化財についても、その活動を支援することで、保存・継承に努めます。

また、文化財に関するパンフレットの発行やシンポジウムの開催等を通じて広く市民に情報提供を行うとともに、佐世保市の歴史、文化財等を網羅的に展示できる博物館の構想についても引き続き研究・検討を行います。

さらに「佐世保市文化振興基本計画」にのっとり、単なる文化財行政にと どまらず、文化的で魅力あるまちづくりを目指すために、他の施策と連携し て推進し、地域文化の向上及び観光・地域活性化に寄与します。

名称

佐世保市文化振興基本計画延長更新版(平成30年4月策定)

関連する内容

将来像

ひと・まち輝く"文化の玉手箱"させぼ

基本理念

- ひとと地域を尊重する文化環境を整えます。
- ・文化を創造し、交流と感動のあるまちを創ります。
- ・地域資源を守り育て、佐世保の特性と魅力を磨きます。

基本目標

あふれる魅力を創出し体感できるまち

<めざす姿>文化芸術に親しめる環境づくり

市民が文化芸術を身近に感じ、優れた文化芸術に触れることができる環境 づくりがすすむともに、市民の文化芸術に関する活動が活性化しています。 文化財や郷土芸能等の伝統文化が守られ、地域資源として幅広い分野に活用 されています。

基本目標と施策の方向性

目標2 文化を気軽に楽しむことができる環境を整え、市民の文化活動の活性 化を図ります。

施策の方向性① 市民主体の文化活動等への支援

施策の方向性② 文化芸術の情報発信

施策の方向性③ 美術鑑賞の機会及び発表の場の創出

目標3 市民参画型イベントの自律を支援し、地域文化の再生・創造と人々の交流を拡大します。

施策の方向性① 市民参加によるイベント開催への支援

目標5 史跡・天然記念物をはじめとする文化財等の調査・保護・活用を進めます。

施策の方向性① 文化財の調査・保護・活用

目標6 市内外から多くの見学者が訪れるよう、佐世保市の財産である文化財 の認知度を高めていきます。

施策の方向性① 文化財の情報発信

佐世保市第6次総合計画

まちづくりに関する計画

- ・佐世保市都市計画マスタープラン
- 佐世保市景観計画
- 佐世保市緑の基本計画

教育文化に関する計画

- 佐世保市教育振興基本計画
- 佐世保市文化振興基本計画

整合

連携

立神広場整備活用基本計画

2. 立神広場を取り巻く環境

(1) 自然的環境

1) 位置及び地勢

佐世保市は、九州の北西端、長崎県の北部に位置 しており、市中心部から長崎市までは約80km、福岡 市まで約100km、東京まで約1,000km、中国上海市ま で約800kmの位置にある。

市内には烏帽子岳(568m)や将冠岳(443m)、牧の岳(301m)、国見山(777m)等の山系が連なり、臨海部ではリアス海岸が形成され、大小の島々と織り成す、西海国立公園「九十九島」が広がっている。



烏帽子岳遠景

本市の総面積は県全体の約10.4%にあたる426.06kmを有している。

2) 地形・地質

佐世保市の市域は北松浦半島の付け根から中南部を占めており、国見山(標高777 m)を主峰とする国見山系をはじめとする主に山地、丘陵からなり、中心市街地も烏帽子岳(標高568m)、弓張岳(標高364m)、石盛岳(標高481m)といった山々に囲まれた侵食谷底に立地している。海岸には沖積平野が少なく、南、西部では典型的なリアス海岸を形成している。

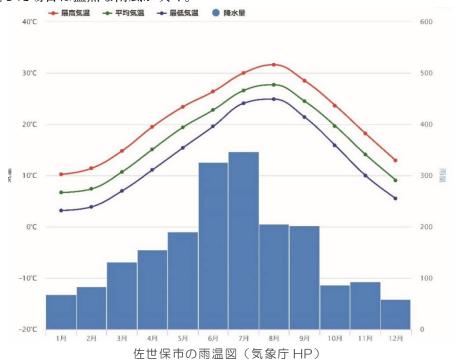
水系は国見山系を源流とする佐々川、相浦川の2河川を中心として、佐世保川、日宇川、小森川、宮村川等があり、それぞれ下流域を中心とした地域には古くから 人の生活が営まれてきた。市北部を流れる佐々川と相浦川によって形成された佐々 谷、相浦谷では、段丘崖や段丘面に多くの洞穴遺跡や開地遺跡が確認されている。

佐世保市が位置する北松浦半島の地質は、その下部の大部分が古第三紀・新第三紀層に属する砂岩や頁岩といった堆積岩から成る。その上に火山活動による新第三紀の北松浦玄武岩の溶岩が被っている。その溶岩が降水や河川によって侵食され、谷や平地、丘陵が形成されている。

3) 気候及び植生

佐世保市がある九州・沖縄地域の気候は大まかな分類ではアジアモンスーン気候 区に属しており、さらに日本全体を対象とした気候分類では九州型、瀬戸内海型、 南海型の3つに分類されている。このうち九州型はさらに7つの類型、すなわち日本 海型気候区、瀬戸内海型気候区、西海型気候区、内陸型気候区、南海型気候区、山 地型気候区、亜熱帯気候区に分類される。佐世保市が属する長崎県はこのうち西海 型気候区に該当している。佐世保市における1981年から2010年までの観測結果に 基づく雨温図を下図に示した。佐世保市の年平均気温は17.0度、年降水量は1949.7mmとなっている。

風況については、季節風の影響を非常に受けやすく、概ね冬の北西風、夏の南東 風が強い。さらに夏は台風の影響を受けることが多く、特に台風が対馬海峡付近を 通過した場合は猛烈な南風が吹く。



次に、佐世保市の植生については、市内で最も高い国見山でもその標高は777mとなっており、全て低地帯に属しているため、温帯性の植物は極めて少ない。しかし、西海型気候区にあり、さらに対馬暖流の影響を受けていることから、特に海岸部において南日本系や南方系の植物が多いという特徴がある。標高200~300mより高いところにはスギ・ヒノキなどの人工林が分布し、それより低い丘陵地や急傾斜地にはシイ・カシなどの二次萌芽林が分布している。極相林は極端に少なく、神社の社叢や国見山の一部に見られる程度である。そして川沿いの低地を中心に水田雑草群落が分布しているため、あたかもモザイク画を見るような植生分布となっている。

本来佐世保市を含む九州北西部はシイ・カシ類が優勢となる照葉樹林帯であり、 江戸時代から戦後にかけて薪炭として盛んに伐採が行われてきた。しかし電気、ガスの普及により薪炭の需要は減ったため薪炭林は放置され、原植生であるシイ・カシ類の二次萌芽林が繁茂する状況となった。さらに1950年代~70年代にかけての住宅建設ラッシュに伴う官民挙げての拡大造林により山地を中心にスギ・ヒノキの人工林が拡大し、現在の状況が形成されている。

(2) 社会的環境

1) 人口

佐世保市の総人口は、2005~2010年の市町合併により増加したが、2015年の国勢調査では総人口255,439人となり、減少傾向にある。年齢別に人口動態をみてみると、生産年齢人口は、一定規模を推移しながらも緩やかに減少している。0~14際の年少人口は減少傾向、65歳以上の老年人口は増加傾向で、1995年に年少人口を逆転し、その差は広がり続けている。

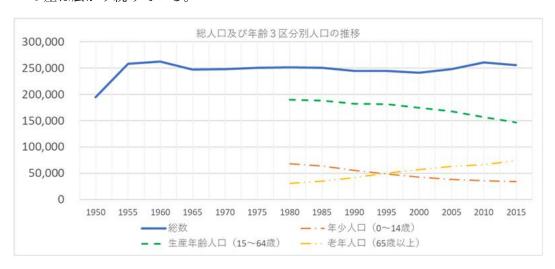


図 総人口及び年齢3区分別人口の推移

2) 交通

佐世保市は、中心市街地を含む拠点市街地連接地域(佐世保中央、相浦、大野、早岐、中里皆瀬及び日宇)の周辺に一定の人口集積がある地区が数多く点在しており、バスや鉄道のネットワークが形成されている。平坦地にバスが運行する幹線道路や鉄道路線が整備され、その周辺に住宅や商店、学校、病院、公共施設等が立地しているため、公共交通の利便性は高い。バスの分担率は他の地方都市と比較して高く、市民の(特に市街地内の)日常的な移動を担う存在である。鉄道は主に通学等の市内の移動需要、および広域的な輸送を担う。バス路線と競合する区間が多いものの、バスは鉄道沿線から離れた地域を通るなどルートが若干異なっている区間も多い。郊外地域における交通不便地対策についても、支所単位でデマンド交通対策を順次推進している。佐世保駅や市外の佐々町等が主な乗換・乗継結節点となっている。

立神広場への進入路は、敷地北側のSSKバイパスからとなる。敷地東側には交差点が位置しており、SSKバイパスは市内の幹線市道でも交通量の多い道路である(平成22年度調査:上下線合計で約18,000台/12時間)。

3) 観光

古くから観光地として知られている佐世保市は、平成に入り他都市と同じように観光客の減少傾向が発生しているが、平成21年を境に27年にかけて観光客数は増加を続け、平成27年(1~12月)には5,919,518人にまで達した。また、平成28年4月14日、16日に発生した「平成28年熊本地震」の影響は大きく、九州全体の観光業に大きな打撃を与え、平成28年(1~12月)における本市への観光客数は5,705,588人(平成27年から213,930人減、前年比96.4%)と一時的に減少したが、平成29年には総じて回復基調に転じている。

経済波及効果の高い宿泊観光客は、平成28年1,635,100人(平成27年1,750,600人から115,500人減、前年比93.4%)で、推定消費額は1,190億円(平成27年1276億円から86億円減、前年比93.3%)と減少した。その約半分をハウステンボスが占めており、観光客数・観光消費額共に一極集中型の観光地の傾向にあると言える。

ただし、平成29年度佐世保市観光統計を確認すると、大型クルーズ船については、84隻(前年比131.2%、20隻増)の寄港があり、乗客数10.3万人、乗員数3.6万人、合わせて13.9万人(前年比125.2%、2.8万人増)が訪れるなど順調に推移するとともに、新たにパッケージとして設定した展海峰や九十九島動植物園などの寄港地観光コースに来場者が増加した。これらのパッケージ化により、佐世保の滞在時間が増加し、観光消費額は上昇傾向が期待できるものと思われる。

また、携帯アプリとの連動した企画などの成功により「海上自衛隊艦艇見学」は前年比336.1%の観光客の上昇があった。このように日本遺産関連の観光コンテンツにも、観光客の動向を捉えた戦略的な企画を用いることで一定以上の効果があったと言える。



図 佐世保市の観光客数動態

表 佐世保市の観光客数動態

区分	平成27年	平成28年	平成29年
観光客数合計(人)	5,919,518	5,705,588	5,886,301
日帰客数(人)	4,168,918	4,070,488	4,215,201
宿泊客数(人)	1,750,600	1,635,100	1,671,100
宿泊客数の内、外国人宿泊数(人)	158,513	119,267	137,735
クルーズ船観光客数(人)	58,164	111,132	139,156

(3) 歴史的環境

1) 佐世保市の歴史概要

佐世保市の歴史は、泉福寺洞窟(瀬戸越)や福井洞窟(吉井)といった洞穴遺跡の発掘調査からうかがい知ることができる。泉福寺洞窟の発掘調査では、約1万5千年前の石器が出土し、1万2千年前の層からは世界最古級の土器「豆粒文土器」が出土した。

平安時代の半ばごろには、開拓が進められ、鎌倉、室町と地方豪族による統治が行われており、江戸時代は平戸藩に属している。明治初期までは、人口約4,000人の半農半漁の村であったが、明治19年に旧海軍鎮守府の設置が決まると、急速に発展し、明治35年には村から市になった。

戦後は平和産業港湾都市として発展し、「造船」「炭鉱」を経て、現在は製造業とともに、県北地域の商業サービス業の中心となっている。

表 佐世保市の歴史(明治19年から平成30年)

和暦	出来事
明治19年	第三海軍区佐世保鎮守府の設置が公布される
明治22年	佐世保鎮守府が開庁する
明治31年	九州鉄道佐世保支線が開通する
明治35年	市制を施行し佐世保市となる
明治41年	上水道の給水を開始する
大正元年	佐世保市に大洪水が発生し、浸水家屋は3400戸
大正7年	佐世保軽便鉄道株式会社が設立する
昭和2年	市営の自動車事業が開始する
昭和20年	終戦となり、佐世保鎮守府が解体され、市の人口が半減する
昭和21年	佐世保船舶工業株式会社(SSK)が設立する
昭和22年	新制の小学校と中学校が発足する
昭和23年	佐世保港が貿易港に指定される 佐世保市消防署・警察署が発足する
10分割と34	佐世保海上保安部が設置される 佐世保港が貯油港に指定される
昭和25年	旧軍港市転換法の施行について住民投票を実施する
昭和27年	佐世保が米軍基地に指定される
昭和28年	海上警備隊佐世保地方総監部(現 海上自衛隊佐世保地方総監部)が設置される
昭和30年	西海国立公園の指定が告示される 西海橋が開通する
	相浦陸上自衛隊駐屯部隊が設置される
昭和36年	石岳から鹿子前までの観光道路が完成する
	佐世保市亜熱帯動植物園がオープンする
昭和41年	四ヶ町商店街アーケードが完成する
	米国アルバカーキ市と姉妹都市を提携する
昭和42年	国鉄柚木線が廃止される
昭和44年	佐世保・相浦循環道路(SSKバイパス)が開通する
	SSK佐世保造船所の40万トンのドッグが完成する
昭和45年	佐世保市文化財保護条例が制定される

市民憲章が制定される 崎辺地区の返還が決定する 昭和49年 市庁舎が竣工する 昭和50年 鹿子前新道が開通する 昭和52年 国見有料道路が開通する 商店街サンプラザのアーケードが完成する 三川内焼が国の伝統的工芸品に指定される
昭和49年 市庁舎が竣工する 昭和50年 鹿子前新道が開通する 田和52年 国見有料道路が開通する 商店街サンプラザのアーケードが完成する 三川内焼が国の伝統的工芸品に指定される
昭和50年 鹿子前新道が開通する 田和52年 国見有料道路が開通する 商店街サンプラザのアーケードが完成する 三川内焼が国の伝統的工芸品に指定される
昭和52年 国見有料道路が開通する 商店街サンプラザのアーケードが完成する 三川内焼が国の伝統的工芸品に指定される
昭和52年 商店街サンプラザのアーケードが完成する 三川内焼が国の伝統的工芸品に指定される
三川内焼が国の伝統的工芸品に指定される
四部 50年 二川内焼か国の伝統的工芸品に指定される
昭和53年
ニミッツパークの一部が返還される
米軍CPビルー帯が正式に返還される
佐世保川にアバルカーキ橋の架橋が完成する 昭和55年 **********************************
新鹿子前トンネルが開通する
三川内焼伝統産業会館が落成する 昭和57年 佐州のボルル・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・
佐世保港と米カリフォルニア州サンディエゴ港が姉妹港を提携する
佐世保市と中国福建省厦門市が友好都市を締結する 昭和58年 佐世保市と中国福建省厦門市が友好都市を締結する
佐世保市博物館島瀬美術センターが落成する
昭和60年 新佐世保橋が竣工する
昭和61年 浦頭引揚記念平和公園が落成する
佐世保市とオーストラリアのコフスハーバー市が姉妹都市を提携する 昭和63年 たるよう アー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3セクターとして松浦鉄道(MR)が発足する
佐世保市と大分県九重町が姉妹都市を提携する 平成 3年 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
大崎公園(針尾北町)が完成する
平成 5年 佐世保独楽が長崎県の伝統工芸品に指定される
平成 6年 「西海パールシーリゾート」(現:九十九島パールシーリゾート)がオープンする
「世界の炎の博覧会」が開催され、三川内とハウステンボスがサテライト会は
平成 8年 となる
佐世保市うつわ歴史館がオープンする
平成9年 海上自衛隊佐世保史料館が開館する
西九州自動車道佐世保道路(佐世保みなと〜佐世保大塔間)が開通する 平成10年
西海パールラインが開通する 西海パールラインが開通する 西海パールラインが開通する 西海パールラインが開通する 西海の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の大田の
平成14年 佐世保市制施行百周年を迎える
平成17年 吉井町、世知原町と合併
平成18年 字久町、小佐々町と合併
江迎町、鹿町町と合併
平成22年 西九州自動車道佐々佐世保道路・佐世保道路(相浦中里~佐世保みなと間)7
開通する
佐世保市が中核市へ移行 平成 28 年 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
道の駅させぼっくす99がオープンする
「黒島の集落」を含む「長崎と天草地方潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化
平成 30 年 遺産に登録される
九十九島湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟認定される

参考: 佐世保市の歴史【佐世保市制施行百周年資料】

2)日本遺産「鎮守府」の概要

明治政府は近代国家を建設する際に、国を守るため西欧列強と対等に渡り合う必要があると考え、艦艇の配置を進めるとともに、横須賀(明治17年)、呉・佐世保(明治22年)、舞鶴(明治34年)に日本海軍の本拠地である鎮守府を開庁した。鎮守府は、島国日本の周辺海域を分割して防備し、海軍工廠(艦艇の建造・修理、兵器の製造等を行う工場)や海軍病院、軍港水道等、多くの施設の運営・監督が行われた。この四都市の軍港が急峻な山に囲まれ、外敵の侵入を拒む湾口、艦艇の航行や停泊が自在にできる湾内、水深の深い穏やかな入り江等、厳しい地勢条件を満たしていることから選定された。

近代日本の海防の要であった横須賀・呉・佐世保・舞鶴の四市は、西欧の先端技術を導入し、その技術を伝え、さらに新たな技術を創り出し、技術力を高め合うことで日本の近代化を推し進めた。軍港建設により一躍、近代都市へと変貌を遂げた証となる石・れんが・鉄・コンクリートの数多くの軍港関連遺産の中には、現在でも稼働する施設が多くあり、当時の技術水準の高さをうかがい知ることができる貴重な資源である。静かな農漁村に人と先端技術を集積し、海軍諸機関と共に水道、鉄道などのインフラが急速に整備され、日本の近代化を推し進めた4つの軍港都市は、100年以上が経過した現在においても、軍港を中心とする特有の景観はそれぞれのまちの顔になっている。そして、平成28年4月に、4市のストーリー「鎮守府横須賀・呉・佐世保・舞鶴~日本近代化の躍動を体感できるまち~」が、日本遺産に認定された。

立神音楽室を含む「立神煉瓦倉庫群」は、日本遺産の構成文化財となっており、艦隊への補給という鎮守府の役割を象徴する倉庫群で、煉瓦造から鉄鋼煉瓦造へと移行する技術の発展過程を見ることができる貴重な文化財である。

佐世保市では、全28類型の構成文化財がストーリーを構成しており、針尾中町の旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設や旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)のように観光や市民活動として活用されている資源がある一方で、米軍基地内にあるものや事業者が現役施設として運用しているものもあり、公開が困難なものもある。構成文化財の公開状況を表に示す。

● 見学可/△ 限定見学可(日時指定・事前予約等)/□ 外観のみ見学可/× 非公開・一般立入禁止

表 日本遺産の構成文化財と公開状況

		指定等	公開/非公開	所在地
1	旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設	国重文	•	佐世保市針尾中町
2	旧佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文 化ホール)	国登録	•	佐世保市平瀬町
3	西九州倉庫(株)前畑1号倉庫(旧第五水雷庫)	ı		佐世保市干尽町
4	岡本水源地	ı	×	佐世保市十文野町ほか
5	山ノ田水源地	_	×	佐世保市桜木町ほか
6	立神係船池(旧修理艦船係留場)	-	×	佐世保市立神町
7	佐世保重工業(株)250 トンクレーン	国登録		佐世保市立神町
8	佐世保重工業(株)第5、第6ドック	-	×	佐世保市立神町
9	赤崎貯油所旧地下重油槽	-		佐世保市赤崎町
10	庵崎貯油所旧地下重油槽	-		佐世保市庵浦町
11	佐世保要塞及び関連施設			
	旧佐世保要塞砲兵連隊水道施設跡	-		佐世保市清水町
	旧佐世保弾薬本庫	-		佐世保市須佐町
	丸出山堡塁跡・観測所跡	-	•	佐世保市俵ヶ浦町
	俵ヶ浦弾薬本庫	-	×	佐世保市俵ヶ浦町
	馬川兵舎跡・演習砲台跡	-	×	佐世保市俵ヶ浦町
	小首堡塁跡・地区司令所跡	-	Δ	佐世保市俵ヶ浦町
	高後崎砲台跡	-	×	佐世保市俵ヶ浦町
12	平瀬煉瓦倉庫群	-		佐世保市平瀬町
13	立神煉瓦倉庫群	-		佐世保市立神町
14	前畑火薬庫	-		佐世保市前畑町ほか
15	南風崎トンネル	-	•	佐世保市南風崎町
16	清水の瀬橋梁	-	•	佐世保市吉福町
17	佐世保鎮守府水道施設群	-	×	佐世保市桜木町ほか
18	佐世保市水道局水道施設群	-		佐世保市桜木町ほか
19	千尽倉庫群	-		佐世保市干尽町
20	九州旅客鉄道(株)鉄道施設群	-	•	JR 佐世保線沿線
21	松浦鉄道(株)鉄道施設群	-	•	松浦鉄道西九州線沿線
22	海軍防備隊、警備隊砲台群			
	田島岳高射砲台跡	-	•	佐世保市小野町ほか
	大崎高射砲台跡	-	•	佐世保市針尾中町
	八天岳高射砲台跡	-	•	佐世保市潜木町

	庵浦高射砲台跡	_	×	佐世保市野崎町
	猫山高射砲台跡	-	×	佐世保市黒髪町
	無窮洞	_		佐世保市城間町
	戸尾市場	-		佐世保市戸尾町
23	佐世保重工業(株)佐世保造船所(旧佐世	-		佐世保市立神町ほか
	保海軍工廠)施設群			
24	佐世保鎮守府庁、海兵団関連施設群	-		佐世保市平瀬町ほか
25	佐世保鎮守府関連記念碑群	-		佐世保市八幡町ほか
26	東山公園(旧海軍墓地)	_	•	佐世保市東山町
27	吉村長策関連史料群	_	×	佐世保市八幡町ほか
28	ラッパ君が代	_	-	



図 日本遺産「鎮守府・佐世保」の構成文化財の分布状況

3.立神広場の概要と価値

(1) 立神広場のこれまでの経緯

1) 立神広場の歴史的背景

明治政府は西欧列強と対等に渡り合うために、艦艇の配備を進めるとともに、明治 17年(1884)、横須賀に鎮守府を置いた後、同22年に呉と佐世保、同34年に舞鶴で鎮 守府を開庁し、島国日本の周辺海域を分割して管轄する海の防衛体制を確立した。

鎮守府とは軍港に置かれた旧海軍の本拠地で、各海軍区を防備し、海軍工廠(艦艇の建造・修理、兵器の製造)や海軍病院、軍港水道等、多くの施設の運営・監督を行っていた。また、艦艇部隊の統率には鎮守府司令長官があたった。

四つの軍港は、急峻な山に囲まれ、外敵の侵入を拒む湾口、艦艇の航行・停泊が自在にできる湾内、水深の深い穏やかな入江など、厳しい地勢条件を満たして選定された。軍港の建設から100年以上が経過し、艦艇こそ現代のものに変わったが、港のドックや埠頭、林立するクレーン、その界隈に建ち並ぶ煉瓦倉庫、港に集まる鉄道・水道・通信施設、港から広がるまち並み、港を守る丘の上の要塞跡など、軍港を中心とする特有の景観は今ではそれぞれのまちの顔となっている。

立神音楽室を含む立神広場は、旧海軍によって明治21年に整備された佐世保鎮守府の関連施設で、当時は弾薬庫として稼働していた立神倉庫群の一画を成していた。日中戦争から太平洋戦争にかけての戦時下の佐世保は、軍港都市であっただけに、戦争遂行一本にしぼられて動いたといっても過言ではなかった。昭和20年6月28日夜半から29日早朝にかけ、B29爆撃機による爆撃によって佐世保市は市街地の約3分の1が焼失し、同年8月15日、戦争は終結した。これらにより、佐世保は軍港としての機能を失うことになり、昭和20年の終戦後に佐世保鎮守府の関連施設は米軍に接収され、立神音楽室を含む立神広場も米軍関連施設として使用されることになった。

市民は戦災の復興と旧軍港の遺産を活用して平和産業港湾都市の建設に立ち上がり、昭和25年1月に平和宣言を行ったが、同年6月に朝鮮戦争が勃発し、佐世保は連合軍の前線基地としての色を濃くした。平和産業港湾都市を打ち出してはいたものの、朝鮮戦争をはじめ、その後の国際情勢の変化はそのための基盤づくりを許さず、佐世保港の枢要部が米軍の施設及び区域となったことで軍商2本立てへの再転換を余儀なくされる中、昭和28年に海上自衛隊の前身である海上警備隊が開庁された。

昭和50年に米軍側から米軍佐世保基地の縮小と基地大規模返還が公表され、港湾施設利用の再編制を図り、総合的な市勢の伸展を期するため、共同使用中の海上自衛隊施設を含む米軍提供施設返還について6項目を掲げ、立神音楽室を含む立神広場は、昭和51年2月2日に即時返還施設の一部として正式返還された。

立神音楽室は、練習場不足に悩む地元アマチュアバンドマンらからの強い要望を受け、昭和62年に佐世保市が国からの管理委託を受けて整備し、音楽練習場として利用されることとなり、その際に佐世保市立神音楽室設置要綱により「佐世保鎮守府兵器部武庫弾薬包庫」から「立神音楽室」の名称となった。

表 立神広場の沿革

和暦	内容			
明治21年	佐世保鎮守府の建設に向け、6月に海兵団本部等が立神地区に次々と竣工			
	11月、佐世保鎮守府兵器部武庫弾薬包庫(立神音楽室)竣工			
明治41年	この時点では現立神音楽室は機砲弾薬包庫として使用			
明治44年	現立神音楽室を水雷電機用具庫として使用			
大正11年	現立神音楽室を第二雑品庫として使用			
昭和20年	終戦により米軍による接収			
昭和51年	米軍から日本へ土地等の返還			
昭和62年	国から佐世保市へ管理委託開始、多目的広場として利用			
	「立神音楽室」の名称となる			
昭和63年	立神音楽室として併用開始、以後年間約2千人が利用			
平成17年	広場の利用者数の減少により、多目的広場の利用を廃止			
	(以降は音楽室としての利用のみとなる)			

2) 立神広場の文化財の概要

明治23年に作成されたと推定される「兵器部 炸薬装填場胸壁築造並ニ附属装填火等薬置場新 築工事」の添付図面(右図)によると、立神広 場には、弾薬包庫2棟、爆発管庫(いずれも煉 瓦造)が存在しており、弾薬包庫のうち1棟が 現在の立神音楽室である。

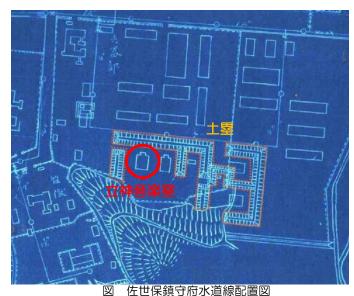
また、明治31年の佐世保軍水道第1次拡張計画において、吉村長策によって作成された「佐世保鎮守府内水道線配置図」(次頁)には、鎮守府初期の完成した姿が描かれている。弾薬包庫周辺には土塁を築き、爆発が起きた際に被害が広がらないように防御していたことが分かる。

本市では、平成25年及び平成26年に佐世保鎮 守府倉庫跡の保存活用に向けた遺構調査を実施 し、現在、立神広場は周知の埋蔵文化財包蔵地



図 兵器部炸薬装填場胸壁築造並二附属 装填火等薬置場新築工事 添付図面

となり、文化財保護法で保護されている区域となっている。



(立神音楽室周辺拡大・点線部が土塁)

3) 立神広場の発掘調査の概要

平成25年調査は、立神音楽室南側に1.5×14mのトレンチを設定し、軍需部海軍工廠内倉庫位置図 (1945) に記載されていた建物南側における軌道跡や建物跡の検出を目的として行った。軌道跡については確認されなかったが、昭和期に建設された廃棄艦処分品第一格納庫と考えられる柱跡や硬化面や、敷地造成の際に埋設された可能性のある木材が検出された。また、建物の窓ガラスと考えられるガラス片や水道管に使われていた鉛管、鉄釘等の遺物が出土している。

平成26年調査は、立神音楽室東側に1.5×10mのトレンチを設定し、建物東側における建物跡等の検出を目的に行った。明確な建物跡の検出はできなかったが、建物の床面らしい硬化面や解体建物の廃材を用いた敷地造成の痕跡等が確認された。

これらの成果を基に、立神音楽室周辺は佐世保鎮守府倉庫跡遺跡として新規の周 知の埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に記載されることとなった。

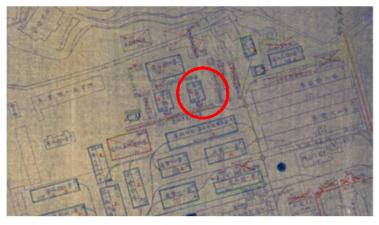


図 軍需部海軍工廠内倉庫位置図(1945)



図 立神音楽室の位置と調査区配置図



土層断面



倉庫跡床面



陶磁器類



金属製品類

4) 立神音楽室と市民の関わり

① 音楽団体による練習場としての利用

現立神音楽室は市民音楽サークルの練習場として、昭和63年に供用が開始され、 以後、年間約2,000人が利用してきた。

現在も、月20日程度の利用が見られ、音楽室の清掃等は、利用団体の方で行うなど、積極的な活用がなされてきたという背景がある。

一方で、今後の整備を視野に入れた場合、公共施設という性格上、特定の団体の みの利用に資する場として音楽練習場としての機能を残すことは、公共サービスの 公平性という観点からも難しい。そのため、広義の市民サービスという視点に基づ き、立神広場の整備後における、佐世保の市民活動支援に向けた機能検討を行うも のとする。



立神音楽室内のステージ



立神音楽室で演奏練習の状況

② 音楽室に対する市民の認知

立神音楽室を含む「平瀬・立神地区赤レンガ倉庫群」は市民への公募で募集される「佐世保100選」に選定されている。この「佐世保100選」は、市民が「大切にしたい」「特色のある」「地域の歴史や文化、生活が感じられる」の3つの視点で選んだものを応募し、選定されるものであることから、市民からも立神音楽室を含む「平瀬・立神地区赤レンガ倉庫群」が文化・歴史の視点で佐世保の景観を代表するものの一つであると認識されていることがわかる。

また、立神音楽室は2004年に公開された映画で、内部が撮影現場として使われ、映像化された。また、当時の撮影セットとして準備されたカウンターやステージ、壁の装飾やカーペットは現在も残っている。

③ 佐世保の市民文化

ここでは、佐世保における市民活動の主な動きを概観する。

平成4年度に始まった「ふるさと創生事業」では、「文化」による「ひとづくり」・「まちづくり」を目指し、「市民文化の構築とその担い手となる人材を育てること」を目的にした事業が展開された。平成4年度に設立した「させぼ塾」が推進母体となり、市制90周年事業として「星と海と詩のまつり」を開催し、市制100周年の平成14年度までの11年間にわたり、佐世保市の新たな文化おこしとして実施され、この事業から育った数多くの人材は、市制100周年記念事業で市民主体の記念イベントへの取り組みを実現し、地域文化の創造に貢献している。こうした人材は、今もなお文化活動をリードする存在として、地域活性化の牽引役となっている。現在も継続している主な活動には、「ふるさと夢大学」「佐世保JAZZ」「童謡コンクール」「YOSAKOIさせぼ祭り」「ふるさと自然の会」などがある。「ふるさと夢大学」は、自らが学び、考え、行う生涯学習の場としての手作りの市民のための、市民による、市民大学として発展している。本市を代表する文化の一つである「JAZZ」は、20年間にわたり市民の実行委員会で実施され、平成23年度からは「佐世保JAZZ」として、ながさき音楽祭やアルカスSASEBOとの連携で新たにスタートしている。

平成6年には新図書館、平成13年にはアルカスSASEBOの開館など、文化施設等の都市基盤の充実が図られている。特に、アルカスSASEBOは、オープン以来平成23年度までの利用者数は、530万人を超えて佐世保市のみならず県北地域での文化振興と地域活性化の拠点として、市民に親しまれる文化施設として定着している。

平成24年度には、これまで事業に携わってきた方々からの意見やアイデアをさらに効果的に実施するために、支援事業をさらに発展させた事業として「させぼ文化ウィーク(現:させぼ文化マンス)」を実施した。

第1回「させぼ文化ウィーク」では、人材育成を目的に「佐世保」「子ども」等をテーマに、様々なジャンルの文化関係者がともに連携して創り上げる地域の文化芸術活動となった。子どもから大人まで幅広い世代が携わることで、佐世保の文化芸術活動の裾野を広げた新たな事業となり、事前のワークショップ等も含め、1万人以上の方々が企画・出演・参加した。

また、佐世保観光コンベンション協会では、市の観光に関する知識(地理、歴史、文化、食、観光地、環境施設等)に関する検定試験を行っており、それら知識を備えている人材を「させぼ観光マイスター・シルバー」に認定している。また、シルバー合格者に対して実施試験を行うことでおもてなしの心とマナー・ルールを備えている人材を「させぼ観光マイスター・ゴールド」としており、シルバーが約100名、ゴールドが約50名認定されている。

(2) 立神広場の立地的価値

立神広場はJR佐世保駅やフェリーターミナルなどが集まる市中心部からは、約2.5kmの距離(直線距離で1.7km)に位置している。公共交通でのアクセスは、路線バスで立神広場前面を通るSSKバイパス沿いの光海中学校前もしくはSSK北門口で降車することになるが、平日の朝夕を除き、土日も含めてSSK北門口で停車するバスの本数は1時間に1本から2本程度であり、公共交通でのアクセシビリティは高くない。

このようにアクセス面では不利な状況にあるものの、市内に点在する日本遺産の構成文化財の中心に位置しているほか、立神広場が位置する立神地区が鎮守府の時代においては艦隊への補給という役割を担っていたことから、現在でも多くの煉瓦建築物が建ち並び、米軍基地内など立ち入りが





立神音楽室の位置

できない敷地が多い中、それら構成文化財を間近で一望できる貴重なビュースポットとして、立地的な価値は高いと考える。



図 立神広場の位置及び周辺の状況

- ・市内各所に分散して所在する近代化遺産の中心に位置する。
- ・広場周辺には現在も稼働する近代化遺産が数多くあり、それらを一望できる貴 重なビュースポットである。

(3) 立神広場の歴史的価値

立神広場は、前述のとおり、旧海軍の九州方面の防衛拠点として明治22年に開庁した佐世保鎮守府の関連資産となっており、本市の歴史を物語る貴重な文化遺産である。平成の調査により明治期から昭和期の建物遺構が確認され、周知の埋蔵文化財包蔵地として保護されており、その周辺には平瀬・立神煉瓦倉庫群のほか、国登録有形文化財である250トンクレーンや武庫預兵器庫など佐世保鎮守府ゆかりの建築物等が当時の姿のまま残っており、立神広場周辺を含め歴史的な価値が高い土地であると考える。

また、立神音楽室は、市内に残る煉瓦倉庫のうち、明治21年に建設された市内で最古級の煉瓦倉庫で、音楽室として活用する際に粘土瓦からセメント瓦への変更や軸組補強としての柱の追加といった補強がなされてきたものの、煉瓦構造と内部構造に関しては創建時の構造で、ほぼ当時の状態で保存されており、学術的に貴重な建築物である。

このようなことから、今後の公園整備においては、これらの歴史的価値の確実な 保存を図りながら、新たな機能を付加していくことが肝要である。

そのため、貴重な文化財である立神音楽室への新たな機能導入においては、建物が持つ履歴に即したものとする。また、敷地内に休養施設等の建築等の整備を行う場合には、音楽室の存在を矮小化させるような規模や意匠のものを整備することを避けることが求められる。適正規模としては音楽室の規模と同等のものを上限として設定することが望ましい。

- ・広場は、明治期から昭和期の建物遺構が残る埋蔵文化財包蔵地であり、周辺の250 トンクレーンなど貴重な近代化遺産を含め、歴史的な価値が高い土地である。
- ・立神音楽室は、ほぼ創建時(M21.11)のまま残されており、鎮守府を物語る建築物、市内最古級の洋式建築物である。

(4) 立神広場の観光的価値

立神広場は、下図に示すように、佐世保駅と本市の主要観光エリアの中間地点に位置するとともに、全市域における観光拠点の立地状況から見ても、現状における観光拠点の中間領域に位置していることが把握できる。また、前面道路であるSSKバイパスは砲台跡の集積地かつ本市の景勝地である俵ヶ浦半島や弓張岳など西海国立公園「九十九島」への主要アクセス道となっており、市内の幹線市道の中でも交通量が多く、立神広場はさまざまな観光拠点をつなぐ観光ハブ的な価値を有するものと考える。

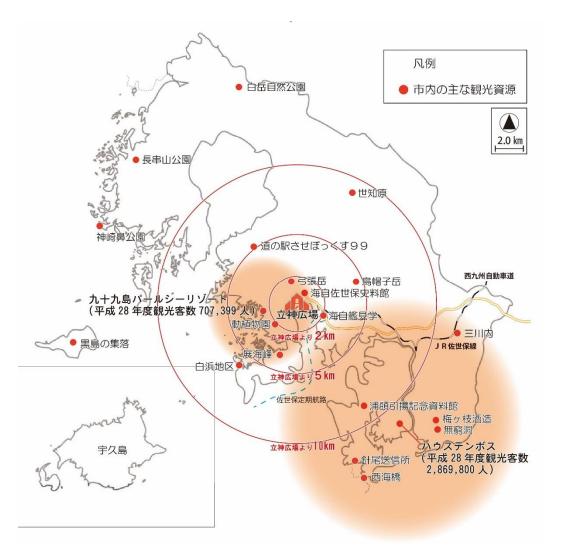


図:市内の主な観光資源との立地関係

1) 日本遺産の観光的価値

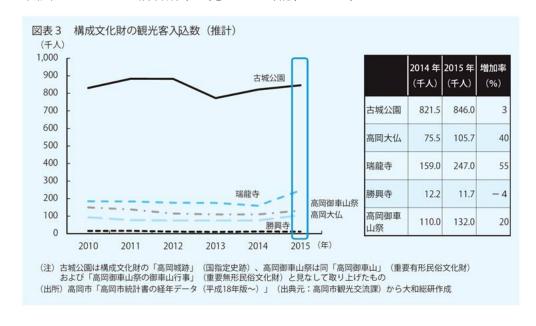
平成27年度から平成30年度までに「日本遺産(Japan Heritage)」に認定されたストーリーは67件にのぼり、100件程度まで増える予定である。

その中でも佐世保市が属している「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ~日本 近代化の躍動を体感できるまち~」(以下、日本遺産「鎮守府」という。)は、日 本遺産の中でも唯一の近代化遺産をテーマとしたものであり、独自性の高いストーリーとなっている。また、平成29年度日本遺産フォローアップ委員会では、その取り組みに対して高い評価が出ている。

一方、日本遺産の認定制度が始まって4年を経過しているが、当初の新たな地域活性化や観光活性化として期待されていた誘客効果は上がっていないと考えられる。だが、その中でも、いくつかの日本遺産では明らかな誘客効果があったと思われる事例も出てきており、参考事例として次に示す。

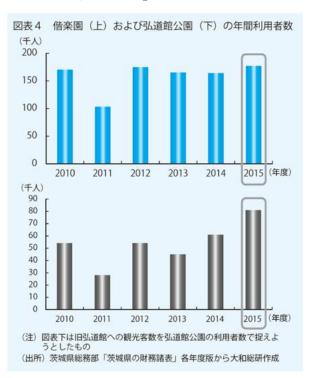
〈事例1〉「加賀前田家ゆかりの町民文化が花咲くまち高岡一人、技、心一」

構成文化財のうち古城公園(高岡城跡)他計5カ所における観光客数の推計である。立地区域が異なる勝興寺こそわずかに減少しているが、高岡大仏や瑞龍寺は認定された年の2015年に大きく伸びている。歴年のデータであるため認定前4カ月程度のデータ(認定日は2015年4月24日)も含まれている点に留意すべきである一方、日本遺産認定以外の要因が関与した可能性を排除することはできないが、古城公園周辺については誘客効果が見られた可能性がある。



〈事例2〉「近世日本の教育遺産群 - 学ぶ心・礼節の本源-」

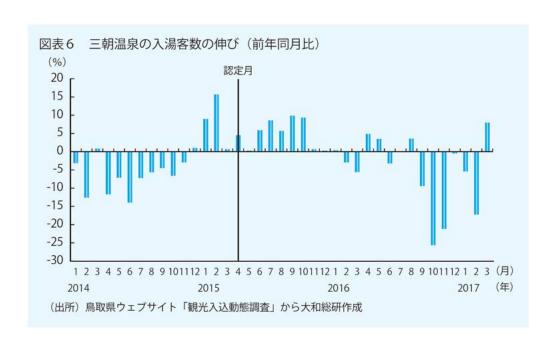
梅で有名な偕楽園は、認定年度であ る2015年度に、前年比で8%弱の増 加が見られる。1割未満の変化であ り、2012 年度にも同程度の利用者が あっていることから、17万人程度で 安定的に推移しているとの見方もで きなくはない。むしろ、注目されるの は水戸藩の藩校弘道館に位置する弘 道館公園であり、2015年度に前年度 比約33%もの伸びとなっている点で ある。2014年度に前年度比約36%の 増加が見られた後、さらに3割超の増 加となっていることから、日本遺産認 定が偕楽園訪問とのセットで旧弘道 館に足を運ぶ観光客の数を一段押し 上げたものとみられる。これは、滞在



時間の増加を生み出し、観光客数だけでなく観光消費額の向上も期待できる結果だと考えられる。

〈事例3〉「六根清浄と六感治癒の地~日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉~」

構成文化財である鳥取県三朝温泉の入湯客数は、認定月である2015年4月の認定5カ月前まで前年比マイナスを続けた後、プラスに転じ、以降、約1年の間、前年比増が続いている。認定との因果関係を断定することはできないが、一定の効果があったと思われる。特にストーリーが持つインパクト効果により初期誘客は高い伸び率を示している。注意すべきは、プラスの効果が十分には持続していない点である。同年11月以降は伸び悩み、その後は前年同月比減となる月が出始め、25%を超える大幅なマイナスとなる月も確認できる。前年同月比という指標は、前年が伸びていれば翌年は数字上で反動が出やすいが、前年と同水準の需要を維持できず、入湯客数の変動が大きいことは、安定経営の観点からは課題となり得る。初期誘客の勢いを維持する長期的視点からのアプローチが求められる。



上記の例から、日本遺産認定は誘客手段の一つであり、眠っていた観光資源に誘客を生み出すこともできるが、多方面からのアプローチを合わせて行うことが観光拠点化および持続可能な地域の形成に効果的であることがうかがえる。

2) 日本遺産「鎮守府」の観光的価値

日本遺産「鎮守府」は、他の日本遺産と比較して、時代性や構成において特徴ある観光資源として価値あるものだと言える。また、四つの軍港の中での佐世保鎮守府の特徴は、他の3市と比べて構成文化財数が最も多く28件503資産にものぼり、明治中期から後期にかけての膨大な数の煉瓦構造物が残され、数々のコンクリート技術が開発された当時最先端の海洋構造物、地下構造物、高層構造物が現存している。これらの資産には現役で稼働するものもあり、佐世保の近代化の歴史を生きた風景として今も見ることのできる貴重な歴史資源が市全域に分布している。

本市では独自に「構成資産の公開活用の取組み」「構成資産を活用したツアー等の取組み」などの観光活用を行っているが、観光客自身が組み立てる観光コースの提供など、近年の観光ニーズに合わせたコンテンツはまだ実施されていない。

特に他の3市との大きな違いである風光明媚な景観と広範囲にわたる歴史文化的な価値との出会いなどを活かしたコンテンツの提供は、佐世保にしか提供できない観光価値だと言える。

日本遺産「鎮守府」の全体像を説明する「ガイダンス機能」を持った拠点施設を立神広場に設置することで、新たな佐世保の観光ネットワークを構築することが可能となり、現在行われている日本遺産観光との連携が強化されるとともに、既存の観光拠点との連携も図られることが想定される。

日本遺産「鎮守府」観光の長所	日本遺産「鎮守府」観光の短所
日本遺産の中で唯一近代化遺産を扱うス	単独では観光として成立しにくい構成資産
トーリー	
佐世保市内全域に亘って存在する多数の	観光客が自発的に楽しめる観光コンテンツ
構成資産	の不足
現役で稼働している構成資産が生み出す	民間資産や米軍資産が含まれることによっ
当時の風景の体験	て公開活用が困難
英語が話せるまちや観光マイスター制度	佐世保の日本遺産情報の一元的な配信が
など市民とともにインバウンドと連携し	不十分
やすい土壌	

① 構成資産の公開活用の取組み

〈旧佐世保無線電信所(針尾送信所)施設〉

大正7年(1918)年から大正11(1922)年にかけて建設された日本に残る唯一の長波通信施設である。高さ136mの3本の巨大な電波塔は、煉瓦造りに代わる最先端技術として佐世保で発展した鉄筋コンクリート技術の到達点となっている。大正時代の木造構造物を復元した門衛所は、地元ボランティア「針尾無線塔保存会」の詰所として利用され、受付案内が行われている。







〈旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館(佐世保市民文化ホール)〉

大正12 (1923) 年に第一次世界大戦の凱旋記念館として建てられた。旧海軍の催事が行われ、戦後は米軍のダンスホールや映画館として利用されていた。現在は、市民の演劇や音楽の発表の場として利用されるほか、鎮守府に関する写真やパネルが展示されている。







〈無窮洞〉

第二次世界大戦中の昭和18 (1943) 年、当時の宮村国民学校の教師と小学生たちが掘った巨大な防空壕で生徒約600人が避難できた。教室、トイレや炊事場、食糧倉庫など、小学生の手によるものとは思えないほど立派な防空壕が作られている。平成14年の佐世保市制百周年記念行事に、復元整備工事が行われ、一般開放されることとなった。無窮洞顕彰保存会による受付が行われている。







② 構成資産を活用したツアー等の取組み

〈海軍さんの散歩道〉

海上自衛隊佐世保史料館や旧佐世保鎮守府凱旋記念館などを起点としたバス、まち歩きで巡るプログラムであり、通常は一般立ち入りができない海上自衛隊佐世保総監部敷地内の地下壕にある防空指揮所跡の見学等もできる。



佐世保・小値賀観光サイトより

まち歩きのプログラム行程

9:20 集合

旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館(市民文化ホール)前→鎮守府凱旋記念館・下士官集会所跡碑・海軍橋・海上自衛隊佐世保史料館→海上自衛隊佐世保地方総監部・海兵団庁舎・渡り橋・地下壕・鎮守府正門跡見学→くらま食堂見学→13:00 到着・解散 海兵団庁舎

バスツアーのプログラム行程

9:45 集合

佐世保観光情報センター→海上自衛隊倉島岸壁(艦艇見学)→SASEBO 軍港クルーズ→ 海上自衛隊佐世保地方総監部くらま食堂見学→海兵団庁舎・渡り橋・地下壕・鎮守府正門跡見学→海上自衛隊佐世保史料館・鎮守府凱旋記念館・下士官集会所跡碑・海軍橋(徒歩にて見学)→16:00 到着・解散 JR 佐世保駅

〈SASEBO軍港クルーズ〉

海軍工廠に由来する造船所「佐世保重工業(通称SSK)」や五島、西海、平戸の島々を航路で結び、様々な船舶が行き交う佐世保港をガイドの案内を聞きながら巡る常設クルーズ。

クルーズの行程

佐世保港発→米海軍艦船→海上自衛隊艦船→ 佐世保重工業ドック・クレーン→米海軍貯油施 設→海上自衛隊教育隊→米海軍弾薬庫→海上 自衛隊倉島岸壁→海上保安庁→佐世保港



佐世保・小値賀観光サイトより

〈SASEBOクルーズバス«海風»〉

豪華クルーザーをイメージしたオリジナルの観光バスで日本遺産構成文化財や九十九島の展望所等の案内を聞きながら巡るツアー。佐世保の歴史や象徴的な景観を楽しむことができる。

コース

A コース: 九十九島を間近に感じる「船越展望」コース

B コース:SASEBO 市街地と九十九島を望む「弓張岳」コース

C コース: 九十九島をパノラマで楽しむ「展海峰」コース プレミアム: 海軍さんの港町・海上自衛隊艦船見学コース

- ・広場は、佐世保駅と市の主要観光エリアの中間地点に位置し、広場の前面道路であるSSK バイパスは、俵ヶ浦半島・弓張岳など西海国立公園「九十九島」への主要アクセス道となっている。
- ・広場に日本遺産「鎮守府」の全体像を説明するガイダンス機能(拠点施設)を配置することで、現在行われている日本遺産観光との連携が強化されるとともに、 既存の観光拠点との連携も図られ、点在する近代化遺産をつなぐ観光ハブにとど まらず、市内全域をつなぐ観光システムへと発展する可能性がある。

4. 整備活用のための課題と対策

立神広場の現状や佐世保市における観光動向等を踏まえ、立神広場の整備活用に向けた課題を以下の様に整理した。

(1) 立神広場の立地的価値からみた課題と対策

課題①:近代化遺産のビュースポットかつ市民交流の場ともなる空間づくり

立神広場は、市街地中心部から離れており、アクセス性の面では不利な状況にある。現状では九十九島方面への通過点に過ぎず、さらに周辺を海上自衛隊・米軍・佐世保重工業(株)の敷地に囲まれるなどの現状は、今後の活用におけるマイナス要因ともいえる。一方で、市内に分散する構成資産を単独の有形文化財として捉えるのではなく、佐世保鎮守府の時代から現在に連なる佐世保の歴史重層性を物語るストーリーに紐づけ、つないでいくことで、より多くの来訪者に触れてもらうことのできる機会を創出していく必要がある。また、この歴史重層性の体感という点においては、公園機能として、周辺の土地利用状況を実感できる整備を行うこととする。具体的には視点場とそこからの眺望設定を行い、遠景となる烏帽子岳等を含めた往時の風景の復元という観点を重視するものとする。





視点①立神煉瓦倉庫群と 250 トンクレーン



視点②隣接する煉瓦倉庫 (旧水雷庫魚形水雷庫)



視点③烏帽子岳

(2) 亞神太場的歷史的価値からまた課題と対策

課題②:歴史的価値を確実に保存し理解を促がすための場のデザイン

文化財を有する歴史公園としての整備を図っていく上では、立神広場が持つ歴史 的価値の保存が前提となる。特に、多様な来訪者のニーズを満たしていく新たな機 能導入に重点を置くことで、こうした固有の歴史的価値等をき損することの無いよう、規模や意匠といった公園としてのデザインマネジメントを確実に行うことが求められる。

また、広場の周辺に所在する250トンクレーンや赤煉瓦倉庫群といった近代化遺産、 さらには烏帽子岳をはじめとした自然景観を含めた一体性を体感できる空間構成に 配慮し、往時の風景の理解という点においても、十分な検討が必要である。

佐世保が辿ってきた都市形成の歴史を知る上で極めて重要な意味を有しており、 当該計画地が単なるガイダンス機能に留まることなく、周辺土地利用を含めて歴史 的価値を理解する場所としてのポテンシャルを有しているという点を、整備におい ては十分に活かしていく必要がある。

(3) 立神広場の観光的価値からみた課題と対策

課題③日本遺産の持つ価値の観光展開と魅力あるコンテンツの導入

佐世保観光において、日本遺産を含む近代化遺産を観光資源として認知している 観光客の割合は非常に低く、また現状において非公開のものやアクセス性が低いも のが大部分を占めている。また日本遺産の性格上、個別の構成資産単体では、総合的 な価値の理解が困難であり、こうした状況も観光への活用のハードルを高くしてい る要因であると言える。

まずは立神広場そのものが、人を引き込む魅力的なコンテンツを有することが必要であり、単なる歴史解説の場に留まることなく、知る、学ぶ、見る、体験するといった行動を促す機能導入が求められる。

また、既存の観光拠点やプログラムとの連携により、新たなターゲットの獲得を 図っていくための施策や広報展開が必要である。さらに、今後、歴史・文化の発信拠 点として、新たな観光拠点として整備を行っていく上で、特定のジャンルに固定化 された活動支援の場から、歴史や観光に紐づく活動に係る市民、そして、日常的に公 園として利用する多くの市民を受け入れるための機能設定が必要となる。

特に観光面においては、観光マイスター制度の活用を進めており、市民の育成に取り組んでいる。このような人材を活用することで、歴史・文化と観光を市民が支えるという仕組みにつなげていくことが求められる。

(4) 法的規制の整理

1) 旧軍港市転換法

立神音楽室を含む立神広場は、日本へ返還された国有地で、土地及び施設は旧軍 財産(旧海軍施設)となる。そのため、本市への財産移管においては、旧軍港市転 換法が適用される。旧軍港市転換法は、軍港都市として栄えた横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市の四市のみに適用され、旧軍用財産を市に譲与することができる特別措置が定められている。そして、対象地を国から市へ譲与することが可能となる対象地の用途範囲は、「旧軍港市転換法に基づく国有財産処理標準」で以下のように定められている。

本計画においては、ハの記載事項に注意しながら、立地状況や歴史的価値を考慮して(1)ロ(イ)に記載される公園としての譲渡を目指すこととする。

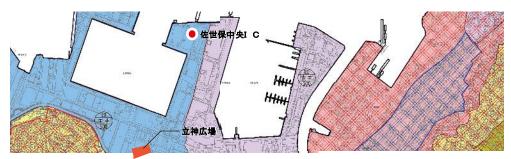
- 1 譲与(法第5条)
 - 処理標準記2(1)の取扱いは、次のとおりとする。
- (1) 譲与することができる用途の範囲
- イ 譲与は、当該財産が処理標準記2(1)に掲げる施設で、下記(イ)又は(ロ)に掲げる 施設に該当するものの用に供される場合に行うことができるものとする。
 - (イ) 旧軍港市を平和産業港湾都市に転換再建するためにとくに重要な意義を有する施設
 - (ロ) 旧軍港市が地方公共団体として行う事務のうち基本的なものの用に供される施設 で、一般公衆の用に供されるもの
- 口 当該財産が前記イに規定する場合に該当するか否かは、それぞれの場合において具体的に 判断することとするが、一般的には、当該財産が概ね次に掲げるような施設の用に供され る場合に譲与するものとする。
 - (イ) 公共施設 公園、運動場、広場、緑地、溜池、排水施設
 - (口) 公企業施設 水道、下水道
 - (ハ)港湾施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、上屋、旅客乗降用固定 施設、手荷物取扱所、待合所、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場、給 水船、艀柱灯浮標、航路浮標
 - (二)教育施設 小学校、中学校、高等学校、図書館、公民館
 - (ホ) 勧業施設 物産展示会館、商工物産陳列館、貿易振興会館、漁業会館
 - (へ)保健衛生施設 ごみ処理施設、し尿処理施設、保健所、伝染病院、隔離病 舎、隔離 所、消毒所、結核療養所、共同便所、火葬場、墓地、と畜場
 - (卜) 社会福祉施設 児童福祉施設、無料宿泊所、公共職業訓練施設
- (チ) 防犯防火施設 水上警察署、消防署、消防署出張所、消防団車庫敷地、防火貯水池 ハ 前記イにより譲与できる場合であっても、当該施設の経営が営利を目的とし、若しくは利 益をあげる場合又は譲与を受けようとする公共団体が当該施設の経営を直接行わない場合 には、譲与は行わないものとする。

2) 都市計画法

立神広場を都市公園として位置づける上では、都市計画法施行規則第七条第一項 第五号に定める特殊公園の一類型「歴史公園」としての整備を目指すことが、立神 広場の性質上望ましいと考える。

国土交通省都市計画運用指針において、「歴史公園にあっては、遺跡、庭園、建築物等の文化的遺産の存する土地若しくはその復元、展示等に適した土地又は歴史的意義を有する土地を選択して配置する。」と定義されている。不特定多数の人が利用する都市公園として位置づけるためには市街化区域の工業専用地域に位置している状況を鑑み、工業専用地域の土地利用とすみ分けを図るため、バッファーゾーン(緩衝帯)の設置といった配慮が必要である。

今後都市計画法に規定される都市施設として、都市計画決定を行い、整備後は、 原則都市公園法に基づく管理を行うものとする。



● 佐世保駅

● 佐世保港

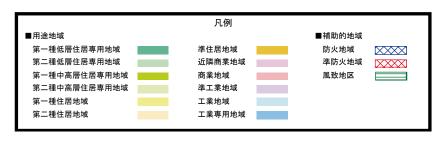


図 立神広場周辺の都市計画図

3)都市公園法

都市公園とは同法第二条で以下のように定められており、立神広場は、法第二条 第一項第一号に定める公園に位置づけられる。

- 第二条 この法律において「都市公園」とは、次に掲げる公園又は緑地で、その設置者である地方公共団体又は国が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。
- 一<u>都市計画施設(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第六項に規定する</u> <u>都市計画施設をいう。次号において同じ。)である公園又は緑地で地方公共団体が 設置するもの</u>及び地方公共団体が同条第二項に規定する都市計画区域内におい て設置する公園又は緑地
- 二 次に掲げる公園又は緑地で国が設置するもの
 - イ 一の都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地(口に該当するものを除く。)
 - ロ 国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用 を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地
- 2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。
- ー 園路及び広場
- 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの
- 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの
- |四 ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの
 - 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの
 - 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
 - 七 売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの
- 八 門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの
- |九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの

都市公園は本来、様々な効用を発揮する緑地や災害時の避難地としての機能を目的とする施設であるため、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての性格を有するものである。そのため、公園施設として設けられる建築物の都市公園の面積に対する割合は2%を超えてはならない基準がある(都市公園法第四条第一項)。

ただし、休養施設や運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設等、都市公園の利便増進、防災性の向上等の観点から必要と認められる施設については、都市公園法施行令第六条において、建ペい率の基準の特例が設けられている。

対象となる施設は以下の通りである。

- ・休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設及び都道府県立自然 公園の利用のための施設(施行令第六条第一項第一号、第二項関係)
- ・歴史的建造物、景観重要建造物等(施行令第六条第一項第二号、第三項関係)
- ・高い開放性を有する建築物(施行令第六条第一項第三号、第四項関係)
- ・仮設公園施設(施行令第六条第一項第四号、第五号関係)

このようなことから、立神音楽室の場合は、日本遺産「鎮守府」の拠点施設としての整備を目指しているため、施行令第六条の教養施設として位置づけることができ、通常建ペい率 2%に特定建ペい率 10%を加え整備することが可能となる。

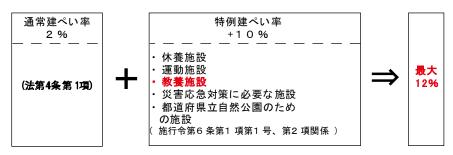


図 立神広場の建ペい率基準の考え方

(公園施設の設置基準)

第四条 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法 (昭和二十五 年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の建築面積 (国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。)の総計は、当該都市 公園の敷地面積の百分の二をこえてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他 政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲内でこれをこえることができ る。

2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

(公園施設の種類)

第五条

- 5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。
- 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等)

- 第六条 法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、<u>同条第五項に</u> 規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定 める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号) に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物(次号に掲げる建 築物を除く。)を設ける場合
- 2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する 法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、<u>当</u> <u>該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建</u> 築面積を超えることができることとする。

4) 建築基準法

① 耐震基準に関して

立神音楽室は明治期の築造であり、現在の耐震基準を満たしていない建築物である。そのため、今後不特定多数の人が利用する施設としての活用を視野に入れる場合には、建築基準法の耐震基準を満たすための補強を実施する必要がある。 法第三条歴史的建築物に対する建築基準法の適用において、第一項第三号に、安全性の確保等について建築審査会の同意を得ることで、建築基準法の適用除外が可能となることが定められているが、公共施設としての活用という観点から、設計時における耐震診断に基づき、適切な処置を行うものとする。

② 用途制限緩和に関して

市街化区域の工業専用地域に位置していることから、特に建築物の用途制限において物品販売店舗及び飲食店の設置が不可となっている(建築基準法第四十八条第十二項)。現在の音楽練習場としての利用は、遊戯施設・風俗施設の中のカラオケボックス(10,000㎡以下)という位置付けで運用を行っているが、商業機能の検討を行う際には、建築用途の緩和検討を行う必要がある。

本市は建築基準法第四条第一項に規定される「特定行政庁」にあたり、「建築 審査会」を設置している。特定行政庁は、建築基準法第四十八条第十二項及び第 十三項において規定される許可を受けた建築物に関しては、建築許可を得ること ができるとされており、本計画策定後、建築審査会の審査を受けることが必要と なる。

<建築基準法上の規定>

第四十八条第十二項

工業専用地域内において、別表第二(わ)項に掲げる建築物は、建築してはならない。<u>ただし、特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公</u>益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

第四十八条第十三項

特定行政庁は、前各項のただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。ただし、前各項のただし書の規定による許可を受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、政令で定める場合に限る。)について許可をする場合においては、この限りでない。

表 用途地域による建築物制限の概要

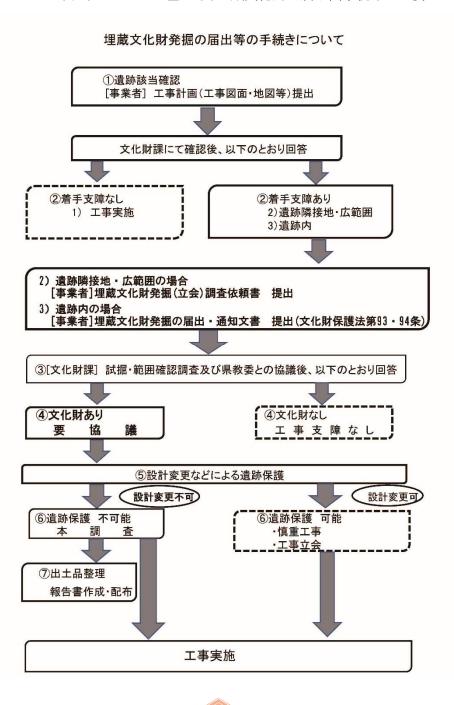
			第	第	第	第	第	第	準	田	近	商	準	Ţ	Ţ	
	用途地域内の建築物の用途制限		種		種	200	種	90000	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	凖工業地域	業地域	工業専用地域	
	○建てられる用途		屋	屋	上高		種住居地域	種住居地域	塡	元地	未地械	坳	域	190	瑶	備考
	× 建てられない用途		崖	崖	程量	程	域	琙		*24	*36			1	-26	- m
	① ② ③ ④ ▲、■:面積 №	皆数等の制限あり	種低層住居専用地域	種低層住居専用地域	種中高層住居専用地域	種中高層住居専用地域										
住	总、共同住宅、寄宿舎、下宿		0	0	過 〇	選	0	0	0	0	0	0	0	0	×	
	は宅で、非住宅部分の床面積が、50m以下	かつ建築物の延べ面	-				10.550	2000	11000		101303					######################################
	の2分の1未満のもの		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0		非住宅部分の用途制限あり。
店	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		×	0	2	3	0	0	0	1	0	0	0		_	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、 建具屋等のサービス業用店舗のみ。 2階以下
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡		×	×	2	3	0	0	0		0	0	9	0	④	(2) (1): 加克了 物品服制 的合作
舖	店舗等の床面積が500mを超え、1,500m	301 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (100 (×	×	×	3	0	0	0	×	0	0	9	0	4	損保代理店・銀行の支店・宅地建 物取引業者等のサービス業用店舗のみ
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,00	POPE SOLACION OF PRODUCTION	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	9	0	4	2階以下 ③ 2階以下
等	店舗等の床面積が3,000mを超え、10,0	22.00	×	×	×	×	×	O ×	O ×	×	0	0	0	×	4	ります。 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	店舗等の床面積が10,000mを超えるもの	,	-				••	Ŷ	â	• •				Ĥ	^	2階以下 ①2階以下・床面積1,500㎡以下
展	ī場 		×	×	×	1	2	A	A	×	0	0	0	A		②床面積3,000㎡以下 ▲床面積10,000㎡
事	事務所等の床面積が150㎡以下のもの		×	×	×	A	0	0	0	×	0	0	0	0	0	
争務	事務所等の床面積が150㎡を超え、500r	が以下のもの	×	×	×	A	0	0	0	×	0	0	0	0	0	
奶所	事務所等の床面積が500mを超え、1,50	0㎡以下のもの	×	×	×	•	0	0	0	×	0	0	0	0	0	▲2階以下
等	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,	000㎡以下のもの	×	×	×	×	0	0	0	×	0	0	0	0	0	
4	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるも	の	×	×	×	×	×	0	0	×	0	0	0	0	0	
ホ	テル、旅館		×	×	×	×	A	0	0	×	×	0	0	×	×	▲3,000㎡以下
油	ボーリング場、スケート場、水泳場	ゴルフ練習場等	×	×	×	×	A	0	0	×	0	0	0	0	×	▲3,000㎡以下
毲	カラオケボックス等		×	×	×	×	×	A	•	×	0	0	0	A	•	▲10,000㎡以下
艘·	麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・耳	事务 発売所等	×	×	×	×	×	•	•	×	0	0	0	A	×	▲10,000㎡以下
風俗	劇場 映画館、演芸場、観覧場、ナイ	トクラブ等	×	×	×	×	×	×	•	×	0	0	0	×	×	▲客席及びナイトクラブ等の用途に 供する部分の床面積200㎡未満
體	キャバレー、個室付浴場等		×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	\blacktriangle	×	×	▲個室付浴場等を除く。
	幼稚園、小学校、中学校、高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等		×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	×	×	
益	図書館等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	
公共施設	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	神社、寺院、教会等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
続・	病院		×	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	X	×	
学校等	公衆浴場、診療所、保育所等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
等	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等		•	A	0	0	0	0	0	•	0	0	0	_		▲600m以下
	自動車教習所		×	×	×	×	A	0	0	×	0	0	0	-		▲3,000m以下
	単独車庫(附属車庫を除く)		×	×	<u>_</u>	<u> </u>	_	▲	0	×	0	0	9	0		▲300m以下 2階以下
	建築物外属自動車車庫 (1231については、建築物の延べ面積の 備考欄に記載の制限	01/2以下かつ	1	0	②	2	3	$\overline{}$		1	0	0	0	0	_	① 600m以下1階以下 ③ 2階以下
_	Atwat		*- ×	回 ×	が X	地内 ×			5)(O				② 3,000㎡以下2階以下
Τ.	自家用倉庫		×	×	^ ×	1				202_0	0			0		① 2階以下かつ1,500㎡以下② 3,000㎡以下■ 農産物及び農業の生産資材を貯蔵すものに限る。
場	畜舎 (15㎡を超えるもの)		×	×	×	×	<u> </u>	200			0	0				
•	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服の 車店等で作業場の床面積が50㎡以下	生、 畳屋、 建具屋、 自転	×	•	•	•	0	0	0	A	0	0	0	0		原動機の制限あり。 ▲2階以下
倉	危険性や環境を悪化させるおそれが非常	常に少ない工場	×	×	×	×	1	1	1		2	2	0	0	0	原動機・作業内容の制限あり。
,	危険性や環境を悪化させるおそれが少な	い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	2	2	0	0	0	作業場の未面積 (1) 50m以下 ② 150m以下 ■ 農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵す
庫	危険性や環境を悪化させるおそれがやり	や多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	0	■ 展座物を生産、集何、処理及O貯蔵の ものに限る。
3765	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0	0	
	自動車修理工場		×	×	×	×	1	1	2	×	3	3	0	0	0	原動機の制限あり。 作業場の床面積 ①50m以下 ②150m以下 ③300m以
等			-			0	0	_	_				0		0	
等		量が非常に少ない施設	×	×	×	1	2	0	0	×	0		\circ	0	0	
等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯	量が非常に少ない施設 量が少ない施設	×	×	×	×	(2) X	×	×	×	0	0	-			① 1,500㎡以下 2階以下
等	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量		20000	10000	200	-	10000	75000	80.00		-	-	-	0	0	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下

⁽注1) 本表は、改正後の建築基準法別法第二の概要であり、全ての制限について掲載したものではない。 (注2) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみが紅場等は、都市計画区域内においては都市計画決定が必要など、別に規定あり。

5) 文化財保護法

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等の開発事業を行う際には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等を行うこととしている(文化財保護法第九十三条及び第九十四条)。

立神広場は鎮守府開庁期から昭和期までの建物遺構等が編年的に残る、埋蔵文化 財包蔵地であり、整備を行う際に、遺構・遺物が確認される可能性は高い。公園整 備にあたっては、以下のフローに基づき、埋蔵文化財の届け出手続きが必要となる。



また、今後の整備において、佐世保鎮守府開庁時の建築物や構造物の存在を示す 遺構等が確認された場合においては、立神広場の本質的価値を構成する重要な構成 要素として確実な保存措置を講じるものとする。遺構等の保存措置に関しては、以 下の方針に基づき実施する。

表 遺構・遺物の保存措置の方針

遺構・遺物	保存措置の方針			
鎮守府第一期工事に	○原則、盛土保存とする。ただし、公園施設を整備する			
よる建築物等の遺構	際に、施設配置の見直しが困難で、かつ、遺構への影			
	響が発生すると判断された場合は、発掘調査を行い、			
	記録保存するものとする。			
	○高木植栽に関しては、配置計画や盛土により、樹木の			
	根による遺構の破壊を防ぐものとする。			
	○その他、遺構表示等による公開活用を検討する。			
土塁等の他の構造物、	○原則、記録保存とする。ただし、公園施設整備の影響			
仮設建物の遺構	がないと判断された場合には、盛土保存を検討する。			
遺物	○保存処理の上、保管管理を行う。			

6)景観法

佐世保市景観計画(平成22年9月策定、平成28年4月変更)では佐世保市の景観特性を自然、歴史、都市の視点で整理しており、立神広場周辺は以下のように述べられている。

自然的景観特性:市街地を囲む海と山並み

佐世保市の中心市街地は、佐世保湾を前面に、背後を烏帽子岳、弓張岳、天神山 の山並みに囲まれた市街地の中で身近に自然が感じられる景観となっています。

歴史的景観特性:旧海軍の歴史を伝える佐世保港の倉庫群

佐世保港に面して、旧海軍の歴史を伝える赤煉瓦倉庫群が残っています。 米軍基地内で、良好に保存・活用されている倉庫群は、佐世保市の港の顔として 往時の歴史を伝える資源となっています。

都市的景観特性:烏帽子岳・弓張岳を背景に港湾施設が立地するみなと景観 佐世保市の中心市街地は、佐世保港を中心に、旅客ターミナルをはじめとする港 湾施設やJR佐世保駅、アルカスSASEBO等が烏帽子岳や弓張岳を背景に立 地し、海と緑を身近に感じられるみなと景観を形成しています。

また、地域の個性を活かした景観形成を進めていくため、市全体で4つのゾーン (景観計画区域)と9つのエリアが設定されており、立神広場は〈都心まちなみゾーン〉⑥都心エリアに含まれる。ゾーン及びエリアの設定と、都心エリアの景観形成の目標と景観形成方針、景観形成を実現するための配慮事項は以下の通りである。

4つのゾーン(景観計画区域)と9つのエリア

〈島・半島ゾーン〉 ①九十九島エリア②島エリア③佐世保湾エリア④ハウステンボスエリア

〈山なみゾーン〉 ⑤山並みエリア

〈都心まちなみゾーン〉⑥都心エリア

〈沿道まちなみゾーン〉⑦市街地エリア⑧郊外市街地エリア⑨集落エリア







⑥都心エリア

〈景観形成の目標〉

地域資源を活かし、自然と歴史を身近に感じられる、海と陸をつなぐ佐世保の顔づくり 〈景観形成方針〉

- ①周囲の山並みと海との連続性が感じられ、自然を身近に接することができる景観の形成
- ②市街地から周囲の山並みへと続く緑の保全
- ③佐世保市の陸と海の玄関口にふさわしく、佐世保市の顔としての調和のとれたまちなみの形成
- ④煉瓦倉庫や石積みの倉庫群、クレーン群などの地域資源の保全・活用
- ⑤市の顔となる都市軸としの幹線道路沿道の景観形成
- 〈ゾーンの境界設定の根拠となる境界線〉
 - ・市街化区域 ・用途地域の境界 ・地形地物(道路、河川等)

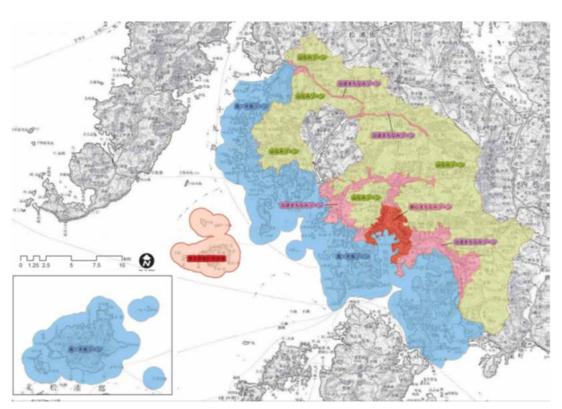


図 景観計画区域

以上のように、立神広場の整備にあたっては、理想的な将来像の設定とあわせて、 法的規制を整理して対応する必要がある。

特に、旧軍港市転換法に基づき、国から佐世保市への財産移管を行うためには、 都市計画を受けた歴史公園としての活用が前提となる。

そのため、都市公園としての機能整備を基盤としながら、さらには都市計画法に 定める都市計画用途による建築用途の制限、都市公園法に定める建ペい率の制限、 景観法に基づく景観条例、文化財保護法による埋蔵文化財の適切な保護等を遵守し ながら、新たな魅力を付加していくこととが求められる。

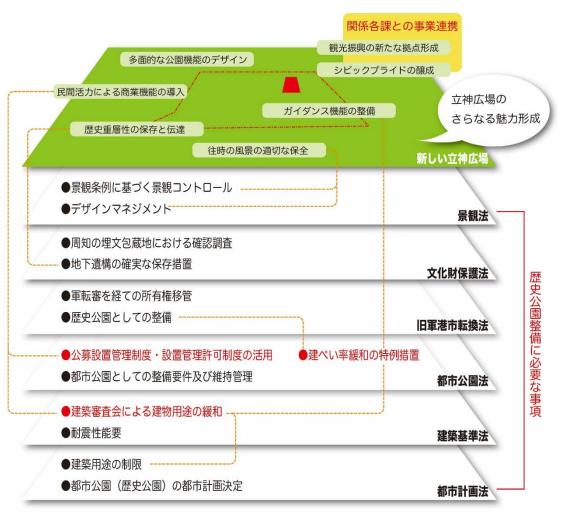
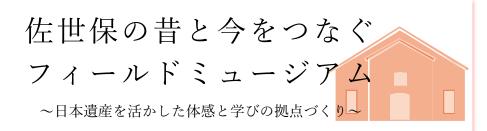


図 前提条件となる関係法令

5. 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

立神広場における整備活用の基本理念を以下のように設定する。



佐世保市内には、日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ~日本近代化の 躍動を体感できるまち~」を構成する28の構成資産が市内広域に所在しており、そ の一部は、100年を超えた今も現役で稼動している。

また、鎮守府設置に端を発し、海軍、海軍工廠の都市として近代化を推し進めた ことによる都市発展の歴史が、市民の誇りとして、今も脈々と伝わっている。

現在では、佐世保の暮らしの中に溶け込んだこれらの構成資産や歴史文脈に触れることで、日本近代化の躍動を市内各所で体験することが可能なまちとなっている。こうした特性を活かして、日本遺産を核として、市内各所に点在する近代化遺産をつなぎ、市民・来訪者が、ストーリー性の高い体験を享受できる佐世保ならではのフィールドミュージアムとしての展開を目指す。

フィールドミュージアムとは、一般的に「あるエリア全体を博物館と見立てる」 意味で用いられている。これはハード施設としての博物館ではなく、その地域に固 有の自然・歴史・文化等を野外で直接体験や学習できる「システム」のことを指す。

佐世保フィールドミュージアムは、市内各所に点在する近代化遺産を有する佐世保全体を、日本遺産の博物館として見立て、日本遺産がある周辺地域の近代化遺産や自然・歴史・文化を、観光客や市民が一体的に体感・学習できる「地域における文化財等の保存・活用システム」と定義する。

さらに、佐世保フィールドミュージアムの取り組みは、これまでに実施されてきた近代化遺産の保存や活用、佐世保らしい景観形成活動等をよりどころとして、平成初頭より市内各所で展開してきた市民活動を集約し、日本遺産と市民の日常をつなぐシビックプライド(市民の誇り)醸成の場としての役割を期待するものである。

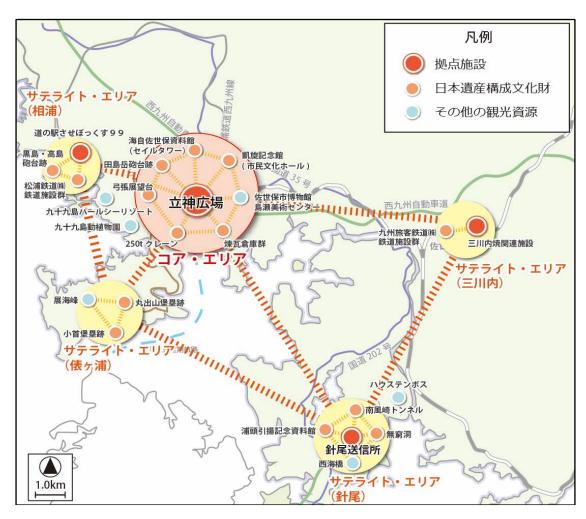


図 立神広場を拠点としたフィールドミュージアムの展開イメージ

- ・コア・エリア:立神広場が拠点施設となる、市中心部の日本遺産構成文化財が集積 するエリアで、佐世保フォールドミュージアムの中心となる
- ・サテライト・エリア: 市全体に点在する日本遺産構成文化財やその他の観光資源が 集積するエリア
- ・拠点施設: コア・エリアおよびサテライト・エリアにおいて離合集散や情報収集、 滞在の拠点となる資源

(2) 基本方針

立神広場における整備活用の基本方針を以下のように設定する。

基本方針1:佐世保フィールドミュージアムの起点となる広場

立神音楽室を中心として、日本遺産に関するガイダンス機能とともに、体験型の展示や休憩機能を持たせることで、観光客だけでなく市民も含めた多くのユーザーが日本遺産を楽しめるきっかけを提供する佐世保のフィールドミュージアムの起点となることを目指す。また、近代化を物語る立神音楽室の象徴性を強めるとともに、現在も稼働し続けている250トンクレーンや赤煉瓦倉庫群への眺望を確保し、佐世保近代化の活力が体感できる場づくりを目指す。

基本方針2:郷土愛と郷土の誇りを醸成する学びの場となる広場

佐世保には他の都市にはない「今も現存する近代化遺産」があり、それを活かした学びの場は、市民にとって貴重な教材となり、「近代化遺産のまち佐世保」というシビックプライド(市民の誇り)を醸成する機会を作り出すことができる。また、観光マイスター制度等、観光産業に対する意識の高い佐世保市民を中心とした市民活動や歴史・文化に関わる市民活動と結びつく、地域の活性化を期待できるコンテンツを開発する現場としての発展を目指す。

基本方針3:多様な世代が集い楽しむ広場

立神広場で確実に提供できるサービスは、佐世保フィールドミュージアムに関するガイダンスを核としながら、ニーズに対応した魅力的なプログラムの提供など質の高いサービスの提供を図っていく。

将来的には、立神広場の利用状況に合わせて民間活力の導入を検討し、立神広場 に必要な魅力を付加できる事業スキームを構築し、国内外からの来訪者、世代等で 異なる価値観やニーズの変化にあわせた公園づくりを目指す。

(2)活用計画

1) 観光拠点としての活用計画

基本理念で述べたように、本計画ではフィールドミュージアムを、あるエリア全体を博物館と見立てる、地域固有の自然・歴史・文化等を野外で直接体験や学習できるシステムとしている。そして、佐世保フィールドミュージアムは、市全体を日本遺産「鎮守府・佐世保」の博物館と見立て、日本遺産が存在する周辺地域の自然や歴史・文化と共に、一体的に来訪者や市民が体感・学習できるものとし、この佐世保フィールドミュージアムの中で、来訪者にとっての玄関口となり、また周辺地域とのハブ機能を持つ「コア・エリア」として市中心部を位置づけている。

このコア・エリアの拠点施設が立神広場であり、ガイダンス施設として整備する立神音楽室で日本遺産「鎮守府・佐世保」について学び、本市に点在する地域資源の情報を知る。そして、立神広場を中心として直径2km程度の範囲内には、煉瓦倉庫群や250トンクレーン、市民文化ホール(旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館)といった日本遺産構成文化財が位置し、また、佐世保港全体を俯瞰できる弓張展望台があるなど、佐世保鎮守府を直接体感できる資源が集積している。さらに、させぼ五番街、さるくシティ4〇3アーケード、九十九島パールシーリゾートといった食やレジャー等の多様な世代のニーズに対応可能な資源もある。

このようなことから、まずは立神広場からこのコア・エリアを周遊することが、来訪者が佐世保鎮守府の歴史と本市の様々な魅力の理解へとつながるものと考える。

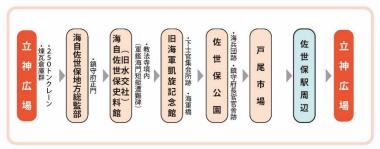
また、このコア・エリアに対して、本市の各地に点在する資源が集まるエリアを「サテライト・エリア」として位置づけ、このサテライト・エリアの情報を立神音楽室のガイダンスで提供する。そして、来訪者がそれぞれのニーズに合ったサテライト・エリアを選択し、訪問することで、立神広場をスタート(起点)とした市全体の周遊観光の促進へつながっていくこととし、佐世保フィールドミュージアムのモデルとなるルートを次に示す。

なお、市全体の周遊観光づくりに当たっては、関係部局に留まらず、佐世保観光コンベンション協会など民間団体とも連携し、効果的で実行性のあるものを構築していくこととする。

佐世保フィールドミュージアムのコース(案)

≪鎮守府体感コース≫

〇自転車 所要時間:約3時間半 移動距離:約7km

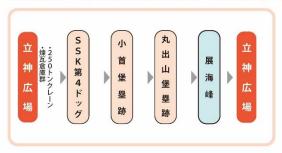


〇車 所要時間:約5時間 移動距離:約27km

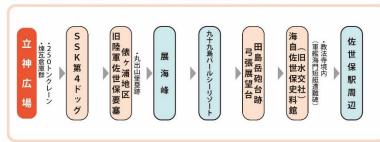


≪景観満喫コース≫

〇自転車 所要時間:約5時間 移動距離:約30km

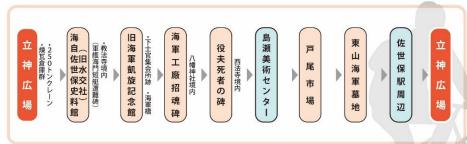


〇車 所要時間:約6時間 移動距離:約42km

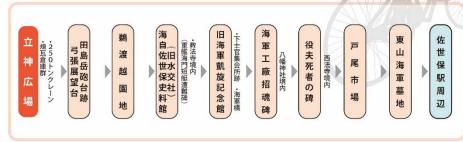


≪平和・学習コース≫

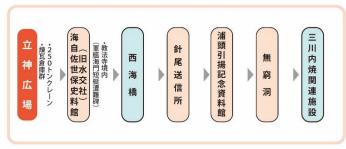
〇自転車 所要時間:約4時間半 移動距離:約12km



〇車 所要時間:約4時間半 移動距離:約21km



所要時間:約6時間 移動距離:約57km



2) 公開活用計画

立神広場が歴史公園として、また日本遺産「鎮守府」の拠点として利用され続けるためには、国内外の多くの方々にこの場所に強く関心を持っていただくことが重要であり、前述したゾーン別のハード面の整備だけでは不十分であると考える。

このようなことから、ソフト面等において積極的に取り組むことが必要であり、以下の取り組みを基本に検討を進め、施設の供用開始までに実施可能な活用策を構築するものとする。

① 様々な世代・国内外に向けた情報発信

公共が主体となった市全域に向けた広報媒体、市内の観光施設や関連団体等の情報発信拠点同士の連携、また、facebook や twitter といった民間事業者との連携による多様化を続ける広報ツールの対応等を通じて、様々な世代・国内外に向けた効果的な情報発信を継続していく。

- ・HPやSNSを活用した日本遺産関連のイベントや情報の発信
- ・市広報紙を活用した定期的な情報の発信
- ・パンフレットによる情報発信
- ・インバウンド対応の情報発信(多言語解説、WiFiの整備) など







広報させぼ

HPでの情報発信

② 施設の魅力を向上させる設備等の導入

- ・夜間ライトアップの年間通じた実施
- ・理解促進のための最新技術 (AR/VR等) の導入
- ・写真スポットの設置 など



デジタル技術の導入

③ 市内事業者等と連携した飲食サービスの提供

休日等において市内事業者等の出店による賑わいの創出や、移動販売車による飲食サービスの運営を行うことで、佐世保の食や特産品にニーズのある層を呼び込んでいく。







海軍さんのビーフシチュー



佐世保バーガー

④ 日本遺産に関するイベントの開催

日本遺産に関連するイベントを定期的に開催し、立神広場に来訪者を呼び込むととも に、市内の構成資産への誘導を行っていく。

- ・市民ガイドによるウォーキングイベント
- ・近代化と関連するサービス系事業者等(艦隊ゲーム等)との共催イベント
- ・佐世保を舞台とした屋外映画イベント など

⑤ 市民活動の推進と郷土愛の醸成

ア 国際交流の促進

市内の在住外国人や訪日外国人観光客の誘致を図るため、国際交流イベントや佐世保独自の日本文化を体験するプログラムを推進する。

- ・市内の音楽団体と連携した音楽祭の開催
- ・ハロウィン等の国際交流イベントの推進
- ・三川内焼や佐世保独楽の絵付け体験等佐世保文化を楽しむ体験 など



ハロウィンイベント



三川内焼絵付け体験



佐世保独楽絵付け体験

イ 教育活動との連携

市内の小中学校を中心とした教育施設と連携した学習プログラムを実施する。